

<sup>ひと</sup>女と<sup>ひと</sup>男が輝く未来計画

—第 4 次斑鳩町男女共同参画推進計画—  
(案)

# 目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画のテーマ .....	3
4. 計画の基本目標.....	4
5. 計画の構成 .....	4
6. 計画の期間 .....	5
第2章 計画策定の背景.....	6
1. 男女共同参画に関する世界・国・奈良県の動き.....	6
2. 斑鳩町の取組み.....	8
3. 男女共同参画に関する社会の状況.....	9
4. 住民意識調査からみえるもの.....	18
第3章 計画の内容.....	27
計画の体系 .....	27
基本目標1 多様な生き方ができる社会の実現にむけた意識づくり.....	28
基本方針1 人権尊重とジェンダー平等への意識の改革.....	29
基本方針2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実.....	30
基本方針3 性の多様性を認め合う意識の醸成.....	31
基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できる基盤づくり.....	32
基本方針4 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進.....	33
基本方針5 ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）の推進.....	34
基本方針6 まちづくりにおける男女共同参画の推進.....	36
基本目標3 誰もが安心してくらせる社会づくり.....	38
基本方針7 あらゆる暴力の根絶にむけた啓発の推進.....	39
基本方針8 援助を必要とする人への支援.....	40
第4章 計画の推進 .....	42
1. 総合的な推進体制の整備.....	42
2. 地域との連携 .....	43
3. 国・県等との連携.....	43
資料編 .....	44
用語解説 .....	44

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

斑鳩町においては、平成8年（1996年）に「男女共同参画社会推進行動計画 ～女と男が輝く未来計画～」(以下、「第1次計画」という。)を策定し、平成16年（2004年）には「斑鳩町男女共同参画推進条例」を制定しました。また、平成18年（2006年）には、条例第9条の趣旨に基づき、第1次計画を改定し、「女と男が輝く未来計画 ～第2次斑鳩町男女共同参画推進計画～」(以下、「第2次計画」という。)を策定しました。そして、平成28年（2016年）には、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野で活躍することができる社会を実現するための行動計画として、「女と男が輝く未来計画 ～第3次斑鳩町男女共同参画推進計画～」(以下、「第3次計画」という。)を策定し、さまざまな施策を推進しています。

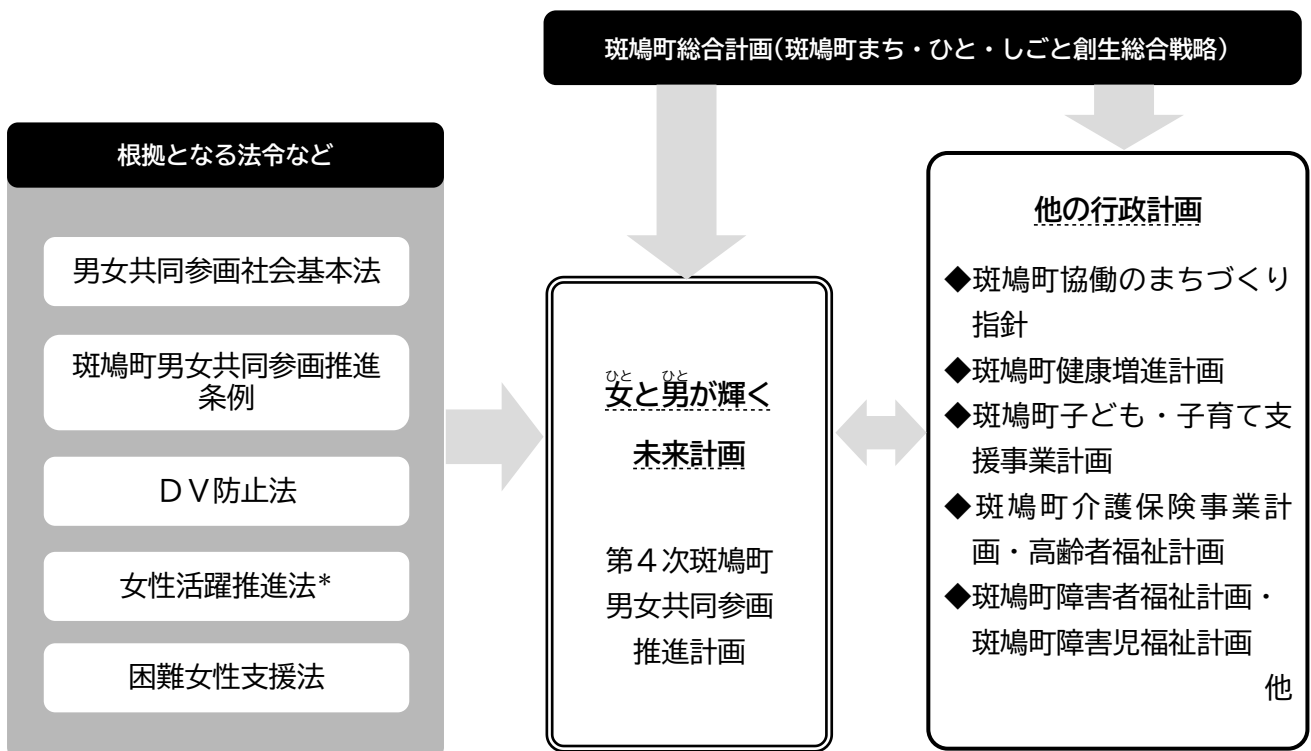
これまでの取組みにより一定の進展は見られるものの、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）\*は今も根強く残っており、引き続き取組みが必要です。また、今日的な社会情勢として、少子高齢化の進展や働き方改革関連法の施行、女性活躍推進法\*の改正などに対応した新たな課題に対する取組が求められています。さらに、この間の新型コロナウイルス感染症の拡大により、雇用・就業への影響や配偶者等からの暴力の増加・深刻化の懸念など、社会的・経済的影響がもたらされています。

このような状況をふまえて、性別にかかわらずすべての人が個性を認め合い、対等な関係で、社会のあらゆる分野で活躍することができる男女共同参画社会を実現するための総合的な行動計画として、「女と男が輝く未来計画 ～第4次斑鳩町男女共同参画推進計画～」(以下、「第4次計画」という。)を策定し、この計画を行動指針に、住民、事業者、関係団体・機関、行政などが連携・協働のもと各種施策を推進するものとします。

## 2. 計画の位置づけ

- ①この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項および「斑鳩町男女共同参画推進条例」第 9 条に基づいて、斑鳩町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。
- ②この計画は、平成 13 年（2001 年）に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）\*」第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく、本町における推進計画を含みます。
- ③この計画は、平成 27 年（2015 年）に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法\*）」第 6 条第 2 項に基づく、本町における推進計画を含みます。
- ④この計画は、令和 4 年（2022 年）に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第 8 条第 3 項の規定に基づく、本町における推進計画を含みます。
- ⑤この計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や、奈良県の「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画（第 4 次奈良県男女共同参画計画・第 2 次奈良県女性活躍推進計画）」をふまえるとともに、本町の上位計画である「第 5 次斑鳩町総合計画」など関連する計画との整合性をはかりながら策定しています。
- ⑥この計画は、町の施策を明らかにし、住民と事業者と町が一体となって行動するためのプログラムです。

【計画の位置づけ（イメージ図）】



### 3. 計画のテーマ

性別にかかわらず

## だれもが輝いてくらせる 男女共同参画のまちづくり

男女共同参画社会の実現には、性別にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、一人ひとりの多様な個性が認められるとともに、誰もが差別されることなく、対等な立場であることが重要です。

また、誰もが輝いて、生き生きと暮らすためには、互いに敬愛し、信頼しあい、その意識を行動に移し、どんなことでもそれぞれに個性を発揮し、協力しあうこと、それを可能とする、だれもが温かくふれあって、安心できる明るい社会環境が必要です。

本町においては、第3次計画において「女（ひと）と男（ひと）がともに輝いて暮らせる男女共同参画のまちづくり」をテーマに掲げ、男女共同参画の取組を総合的に推進して参りました。令和7年度（2025年度）に第3次計画が終了を迎えることから、計画の進捗状況を評価するとともに、令和6年度（2024年度）に実施した「男女共同参画に関する住民意識調査」の結果で明らかになった住民の意識・実態の現状に基づき、上記テーマを本計画の理念として新たに設定し、引き続き、男女共同参画社会の実現をめざし取り組んでいくものとします。

## 4. 計画の基本目標

第3次計画策定以降の社会動向や男女共同参画に関わる法制度の見直し等、新たな対応課題をひまえ、計画のテーマを実現するために、第4次計画では、今後10年間でめざす基本目標を次の3つとし、住民と事業者と町が一体となって取組みをすすめます。

基本目標

1

多様な生き方ができる社会の実現にむけた意識づくり

基本目標

2

誰もがあらゆる分野で活躍できる基盤づくり

基本目標

3

誰もが安心して暮らせる社会づくり

## 5. 計画の構成

この計画は、計画のテーマを実現するための3つの基本目標と、それを実現するための8つの「基本方針」と具体的な推進のための「基本施策」で構成されています。

「基本目標」ごとに「現状と課題」を明らかにしたうえで、今後の「施策の展開」の方向を示しています。

「基本施策」については、次の4つの視点に立った内容で構成しています。

- ①男女共同参画を推進するもの
- ②男女共同参画の推進に関連するもの
- ③男女共同参画を阻害する要因を除去するもの
- ④特に女性を対象とするもの

## 6. 計画の期間

計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）の10年間とします。ただし、今後の国内外の動向や社会経済情勢の変化に応じ、適切な施策の推進をはかるため、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 斑鳩町男女共同参画推進条例の基本理念（第3条）

#### （1）男女の人権の尊重

男女が人としての尊厳を重んぜられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別した取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

#### （2）社会における制度又は慣習による影響への配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣習が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること。

#### （3）政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保

行政における政策又は事業者その他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保されること。

#### （4）家庭生活と職業生活等の社会における活動の両立

家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の活動に共にかかわることができるようにすること。

#### （5）国際的視野の下での男女共同参画の推進

男女共同参画が世界の国々で取り組むべき課題であると認識し、広く国際的な視野の下で、積極的にその取組みを行うこと。

## 第2章 計画策定の背景

### 1. 男女共同参画に関する世界・国・奈良県の動き

	世界の動き	国の動き
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）の開催</li> <li>・「SDGs」（持続可能な開発のための2030アジェンダ）採択（国連サミット）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生活困窮者自立支援法」施行</li> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法*）」制定</li> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」閣議決定</li> </ul>
平成28年 (2016年)		
平成29年 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G7タオルミーナ・サミット開催（イタリア）、宣言文採択</li> <li>・APEC女性と経済フォーラム開催（ベトナム）声明文採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「改正男女雇用機会均等法」施行</li> <li>・「育児・介護休業法*」改正</li> <li>・刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し）</li> </ul>
平成30年 (2018年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行</li> <li>・「セクシュアル・ハラスメント*対策の強化について ～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定</li> </ul>
平成31年 /令和元年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「G20大阪首脳宣言」採択（G20サミット）</li> <li>・「男女平等に関するパリ宣言」（G7パリサミット）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「働き方改革関連法」一部施行</li> <li>・「女性活躍推進法*」改正</li> <li>・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律*」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の制定</li> </ul>
令和2年 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第64回国連婦人の地位委員会（北京+25）記念会合の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5次男女共同参画基本計画*」閣議決定</li> <li>・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点から防災・復興ガイドライン～」策定</li> <li>・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定</li> <li>・「新子育て安心プラン」策定</li> </ul>
令和3年 (2021年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界経済フォーラム公表「ジェンダー・ギャップ指数*（GGI）」にて日本が156か国中120位</li> <li>・「育児休業、介護休業等又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正</li> </ul>
令和4年 (2022年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」制定</li> <li>・「女性デジタル人材育成プラン」決定</li> </ul>
令和5年 (2023年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「G7ジェンダー平等*大臣共同声明」（栃木県）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針*」策定</li> <li>・「性的指向*及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律*」制定</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」の一部を改正する法律」公布</li> <li>・「第5次男女共同参画基本計画」一部変更の閣議決定</li> </ul>
令和6年 (2024年)		
令和7年 (2025年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新・女性デジタル人材育成プラン」決定</li> <li>・「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律等」の一部を改正する法律」公布</li> </ul>
令和8年 (2026年)		

<p>・奈良県の動き ○斑鳩町の動き</p>
<p>・「奈良県女性の輝き・活躍推進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）」策定 ○「女と男が輝く未来計画－第3次斑鳩町男女共同参画推進計画－」策定</p>
<p>・「なら女性活躍推進倶楽部」設置</p>
<p>・「女性活躍推進に関する意識調査」実施</p>
<p>・「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画（第4次奈良県男女共同参画計画・第4次奈良県女性活躍推進計画）」策定 ○「斑鳩町特定事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法*）」策定</p>
<p>○「斑鳩町パートナーシップ宣誓制度*」開始</p>
<p>○「女と男が輝く未来計画－第4次斑鳩町男女共同参画推進計画－」策定</p>

## ジェンダー平等

ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。

## 第5次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めたものです。

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和6年4月1日に施行されました。

## 性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針

令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議によって決定し、令和2年度～令和4年度を「集中強化期間」として再犯防止プログラムの拡充など性犯罪・性暴力対策の取組を強化してきました。令和5年度～令和7年度は「更なる集中強化期間」とし、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化しています。

## 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養（かんよう）し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、令和5年6月に施行されました。

## 2. 斑鳩町の取組み

本町では、かねてから生涯学習事業などで女性問題の視点を取り上げたり、保育園や高齢福祉サービスを充実させるなど、女性の社会参加を支援する施策の推進に努めてきました。

国内外で女性問題への関心が高まるなかで、平成6年（1994年）4月に総務部企画公室に女性施策担当を配置、同年8月には「男女共同参画社会についての町民意識調査」を実施し、本格的に男女共同参画社会の実現をめざした取組みを開始しました。

平成8年（1996年）6月には、学識経験者や住民で組織する「斑鳩町男女共同参画社会推進懇話会」からの提言に基づき、県内町村では初めての男女共同参画社会推進行動計画「女と男が輝く未来計画」を策定しました。

その後、計画に基づき、女性セミナーの開催や子育て支援の充実などに取り組むとともに、平成12年（2000年）10月には、男女共同参画社会の形成にむけて広く意見を求めるため、学識経験者や住民で組織する「斑鳩町男女共同参画推進委員会」を設置しました。委員会では、国内外の新しい動きや町施策の推進状況をふまえ、計画の見直しと実施計画の策定について審議がすすめられ、平成13年（2001年）10月に「斑鳩町男女共同参画社会推進委員会提言」が提出されました。この提言に基づき、平成14年（2002年）3月、「女と男が輝く未来計画」を改定し、「女と男が輝く未来計画実施計画」を策定しました。

平成16年（2004年）4月には、県内町村では初めての条例となる「斑鳩町男女共同参画推進条例」を制定し、平成18年（2006年）3月に「女と男が輝く未来計画－第2次斑鳩町男女共同参画推進計画－」を策定して以降、これまで3次にわたり継続して男女共同参画社会にむけて施策の充実をはかるべく体制を整えてきました。

こうしたなか、令和6年（2024年）9月、「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施し、学識経験者や住民で組織する「斑鳩町男女共同参画推進委員会」において新計画策定にむけての審議をすすめ、令和8年（2026年）3月に本計画を策定し、男女共同参画をめぐる新たな課題の解決にむけた取組みをすすめようとしています。

### 3. 男女共同参画に関する社会の状況

#### (1) 人口減少社会の到来、少子高齢化の進行

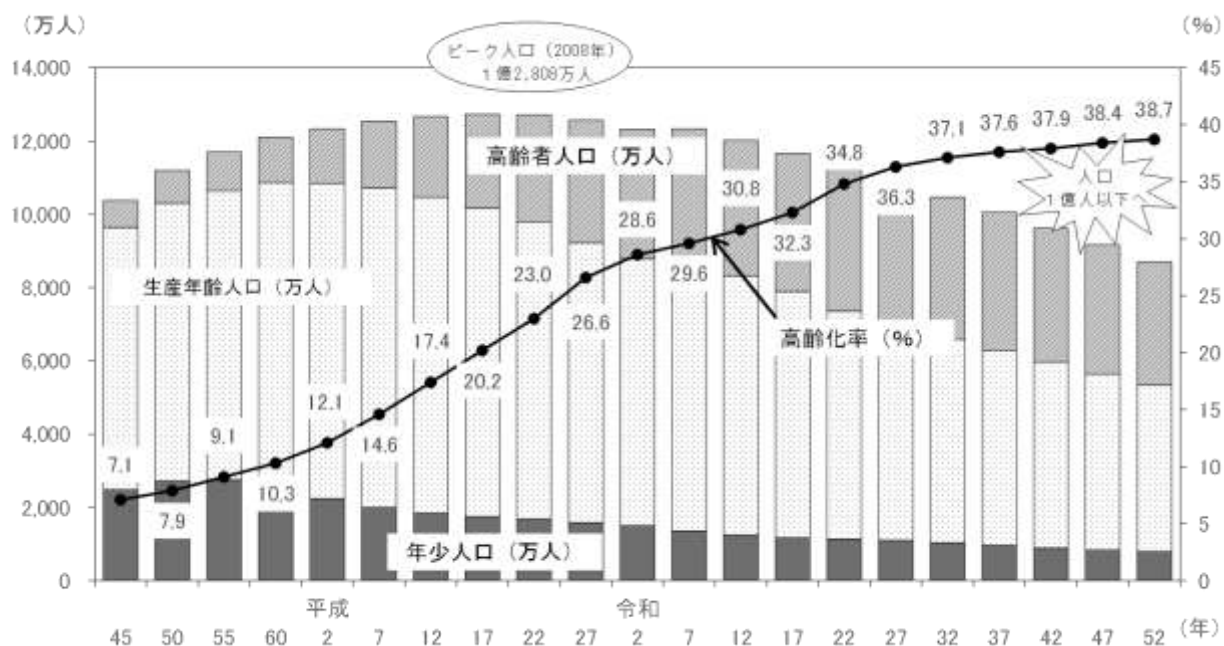
国立社会保障・人口問題研究所によれば、わが国の人口は昭和45年（1970年）以降一貫して増加していましたが、平成20年（2008年）をピークに人口減少局面に入り、令和52年（2070年）には総人口が現在の7割にまで減少すると推計されています。

また、わが国は世界有数の長寿国である一方で、出生率の低下は著しく、令和12年（2030年）には高齢化率が30%を超えるという超高齢社会を迎えると予測されています。

本町においても、「0～14歳（年少人口）」は平成27年から令和2年にかけて微増しているものの、平成17年から平成27年にかけては減少しています。また、「15～64歳（生産年齢人口）」は減少し、「65歳以上（老年人口）」は増加しています。令和2年の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）をみると、30.4%と全国平均（28.6%）より高く、「65歳以上（老年人口）」が「0～14歳（年少人口）」を上回り、少子・高齢化の進展がみられます。

こうした状況のなかで、持続的で活力のある社会を築くためには、最大の社会資源である「ひと」一人ひとりの能力を最大限に発揮できる社会をつくり上げていくことが必要となります。

【高齢化率と年齢3区分人口（全国）】



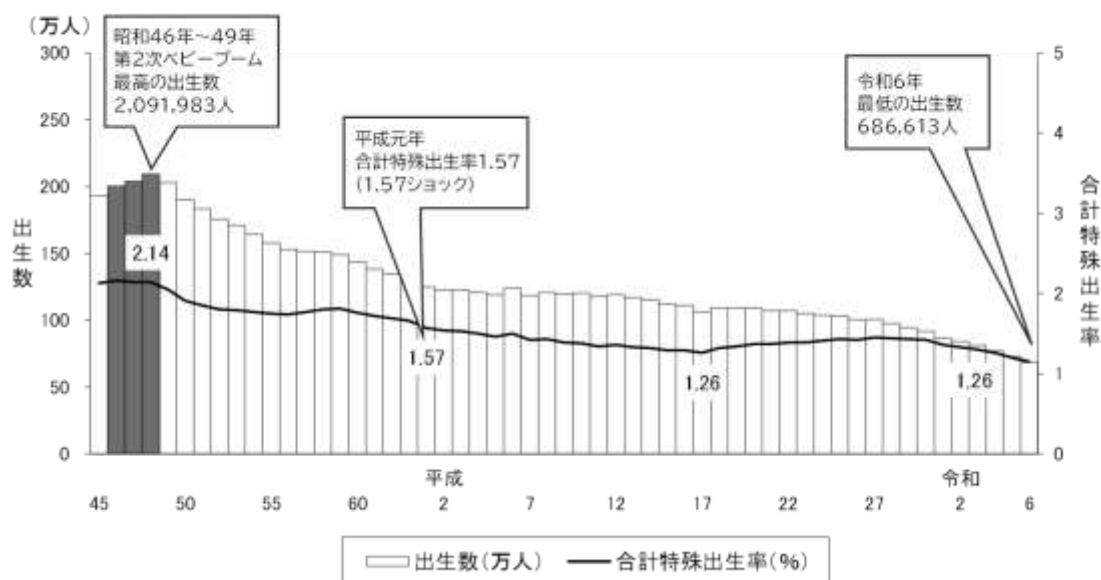
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（年月推計）

【高齢化率と年齢3区分別人口（斑鳩町）】

	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
総人口	27,816	100.0	27,734	100.0	27,303	100.0	27,587	100.0
0～14歳 (年少人口)	3,839	13.8	3,798	13.7	3,790	13.9	3,831	13.9
15～64歳 (生産年齢人口)	18,499	66.5	17,167	61.9	15,619	57.2	15,222	55.2
65歳以上 (年老人口)	5,477	19.7	6,697	24.1	7,875	28.8	8,393	30.4
高齢化率 (%)	19.7		24.1		28.8		30.4	

資料：総務省「国勢調査」

【出生数及び合計特殊出生率\*の推移（全国）】



資料：厚生労働省「人口動態調査」

【出生数と合計特殊出生率\*】

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
出生数	斑鳩町	214	266	198	209	217	171
合計特殊出生率	全国	1.26	1.39	1.45	1.33	1.30	1.26
	奈良県	1.19	1.29	1.38	1.28	1.30	1.25
	斑鳩町	H15-19	H20-24	H25-29	H30-R4		
		1.15	1.38	1.47	1.51		

資料：厚生労働省「人口動態調査」

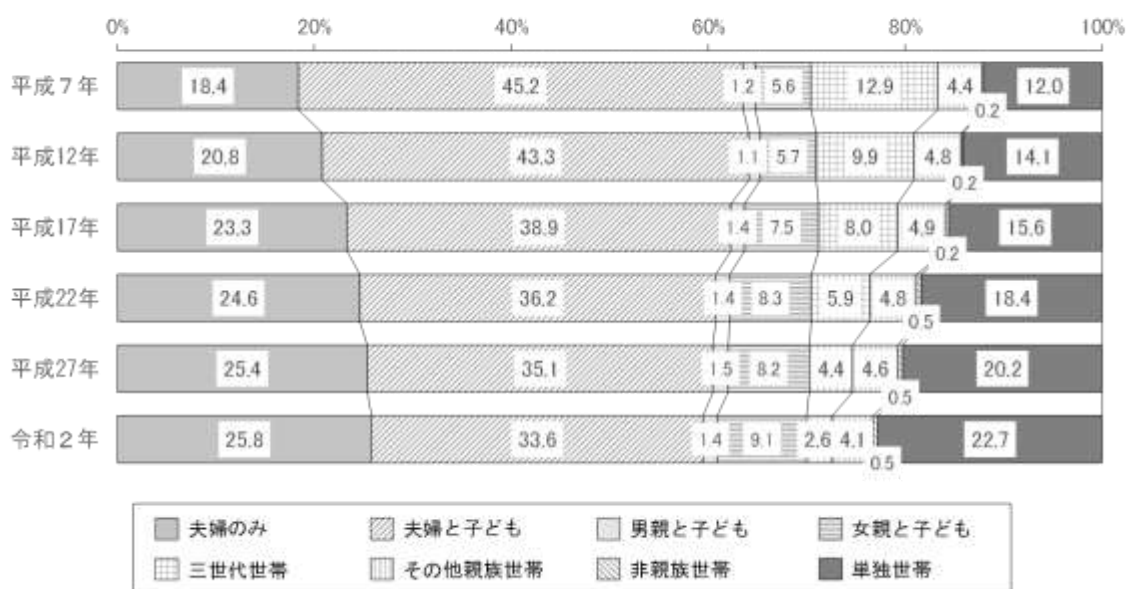
## (2) 結婚と世帯の変化

世帯構成をみると、これまで多数を占めていた夫婦と子、あるいは三世帯世帯が減少し、夫婦のみ世帯、ひとり暮らし世帯（単独世帯）、ひとり親と子の世帯が増加しており、家族の規模が縮小すると同時に、家族形態の多様化がすすんでいます。

また、離婚率をみると、全国では平成15年から令和2年にかけて概ね減少傾向にある一方で、本町では増加と減少を繰り返し、令和6年には1.55となっています。未婚率については、本町・奈良県・全国の全てにおいて男女ともに減少傾向にあります。

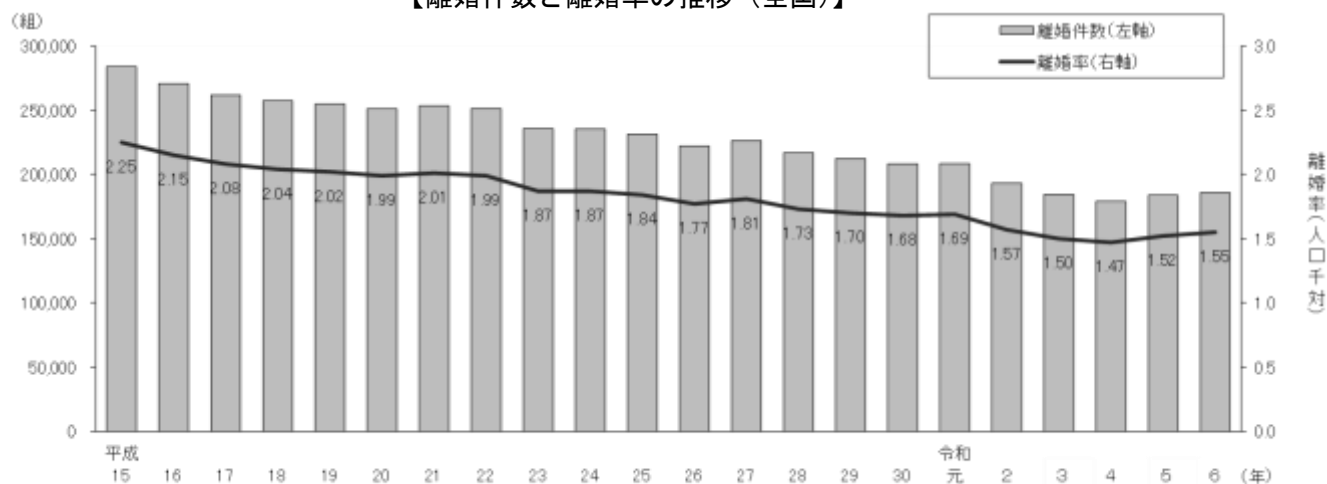
一方で、令和6年度に行った「男女共同参画に関する住民意識調査」によれば、「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」に「賛成」と回答する人の割合が、前回調査よりも20.5ポイント高くなっており、結婚に関する考え方に大きな変化がみられます。

【世帯類型別構成比の推移（斑鳩町）】

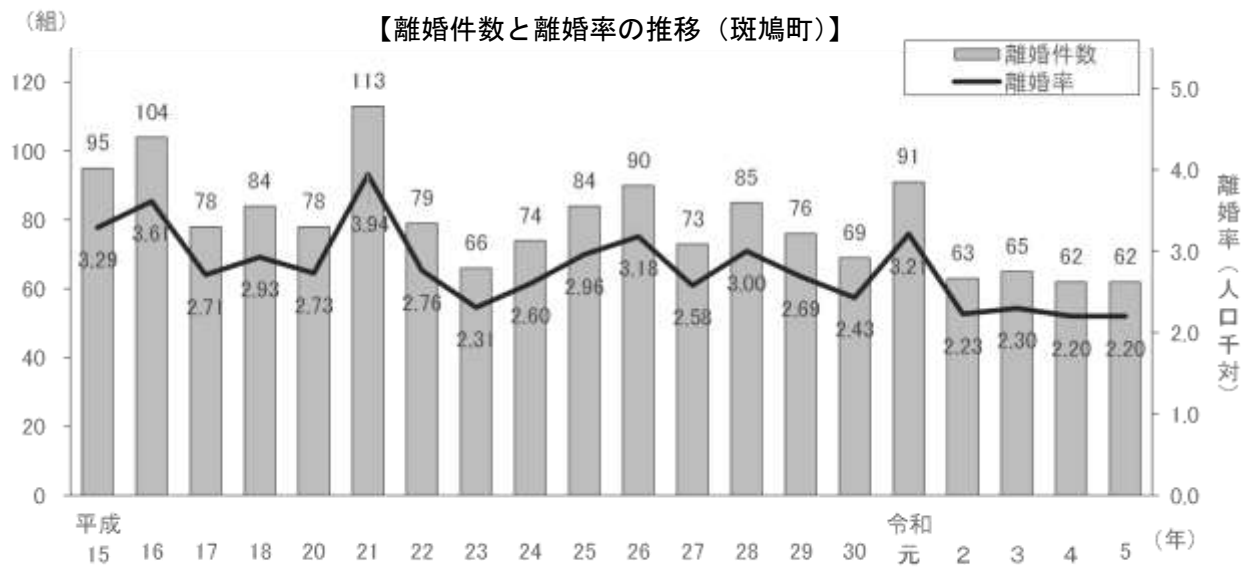


資料：総務省「国勢調査」

【離婚件数と離婚率の推移（全国）】



資料：厚生労働省「人口動態統計」



資料：住民生活部 住民課

【未婚率の推移（斑鳩町・奈良県・全国）】

(単位：%)

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
斑鳩町 (男性)	27.4	26.4	26.0	25.2
斑鳩町 (女性)	23.1	22.2	21.3	20.7
奈良県 (男性)	28.6	28.3	28.2	27.8
奈良県 (女性)	23.3	22.9	22.7	22.0
全国 (男性)	31.4	31.3	30.9	30.4
全国 (女性)	23.2	22.9	22.7	22.5

資料：総務省「国勢調査」

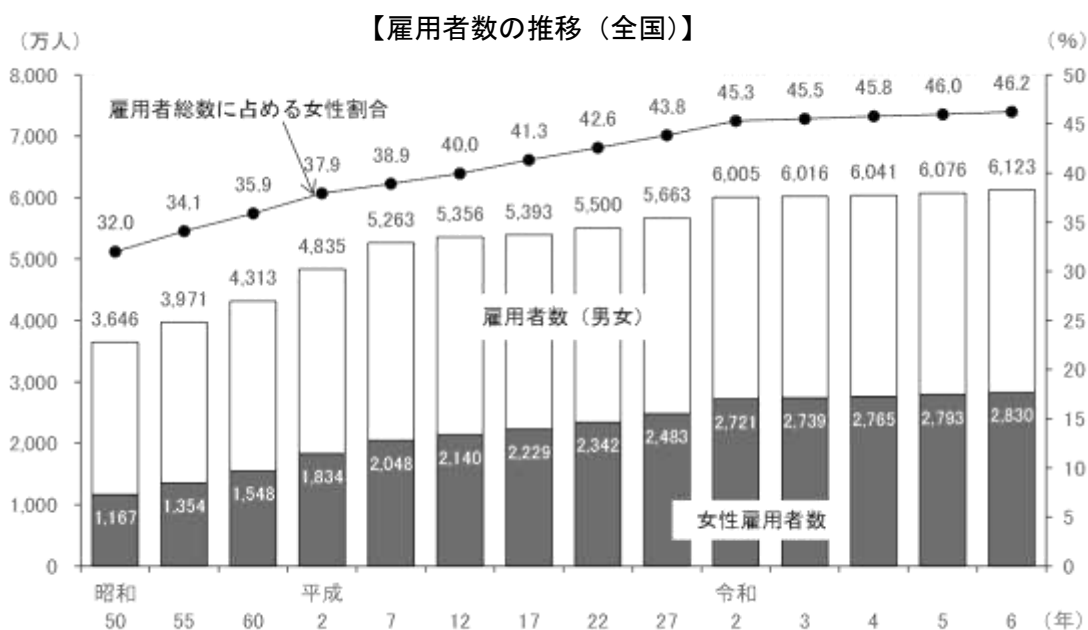
### (3) 就業環境の変化

男女雇用機会均等法や女性活躍推進法\*などの法整備がすすむにつれ、働く女性が増え、雇用の場における女性の存在は大きくなりつつあります。

令和6年(2024年)の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、女性55.6%、男性71.5%、就業率は、女性54.2%、男性69.6%となっています。また、就業構造をみると、正規雇用率(就業者に占める正規雇用者の割合)では、女性が42.1%に対して男性は63.7%と大きく上回る一方、パート・アルバイトでは、女性36.9%に対して男性は9.8%にとどまっています。

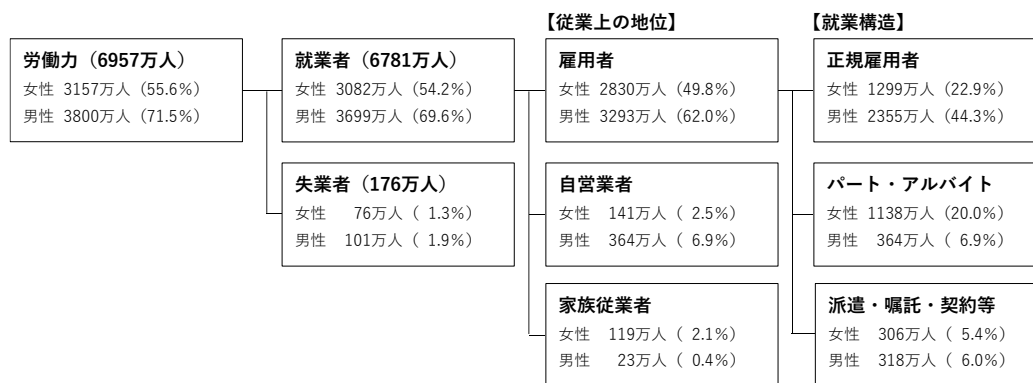
年齢階級別の労働力率(性・年齢別)をみると、斑鳩町・奈良県・全国の女性において、結婚・出産期にあたる年代で一度低下し、育児が落ち着いた年代で再度上昇するという、いわゆるM字カーブ\*を描いていますが、平成27年と令和2年の斑鳩町の女性の結果を比較すると、全体的に労働力率が上昇しています。

また、男女別の所定内給与(所得税等を控除する前の給与から残業代を差し引いた額)は、男性一般労働者を100とした場合、令和6年で女性一般労働者は77.7、女性短時間労働者は61.9となっており、その差は縮小しているものの、まだまだ男女の格差が大きいことに変わりはありません。



資料：厚生労働省 「労働力調査」

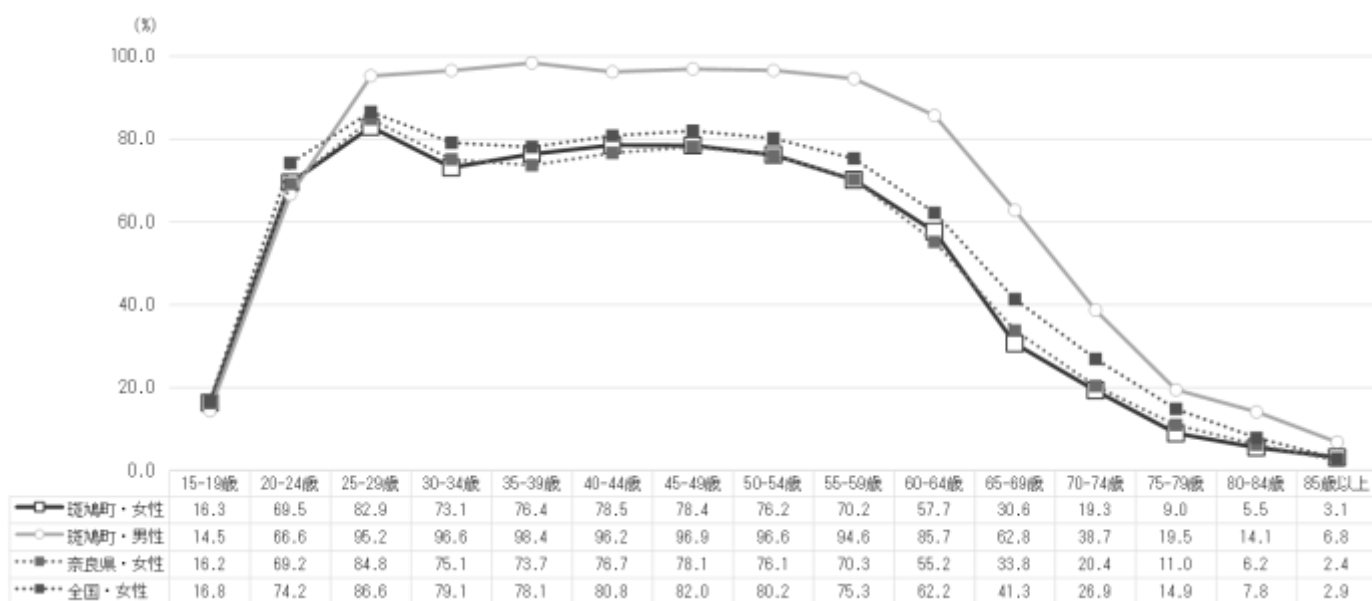
### 【令和6年の男女別の雇用をめぐる状況(全国)】



※ ( ) 内は15歳以上人口に占める割合

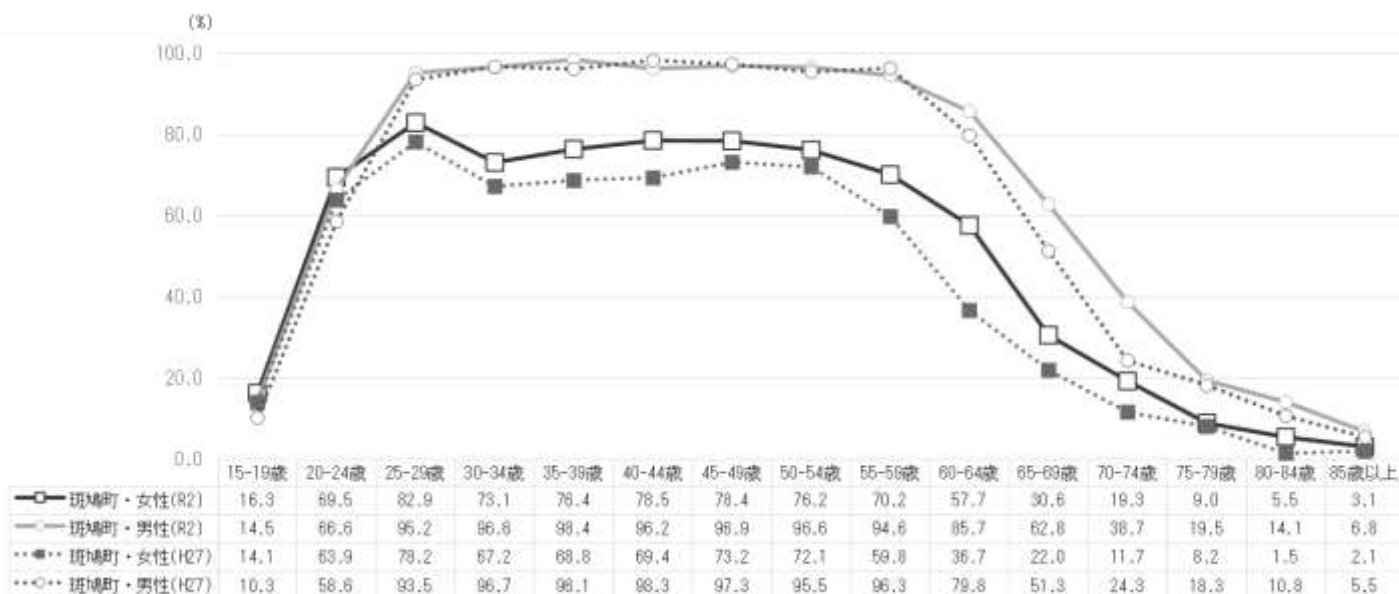
資料：厚生労働省 「労働力調査」

【性・年齢別労働力率の推移（斑鳩町・奈良県・全国 R2 比較）】



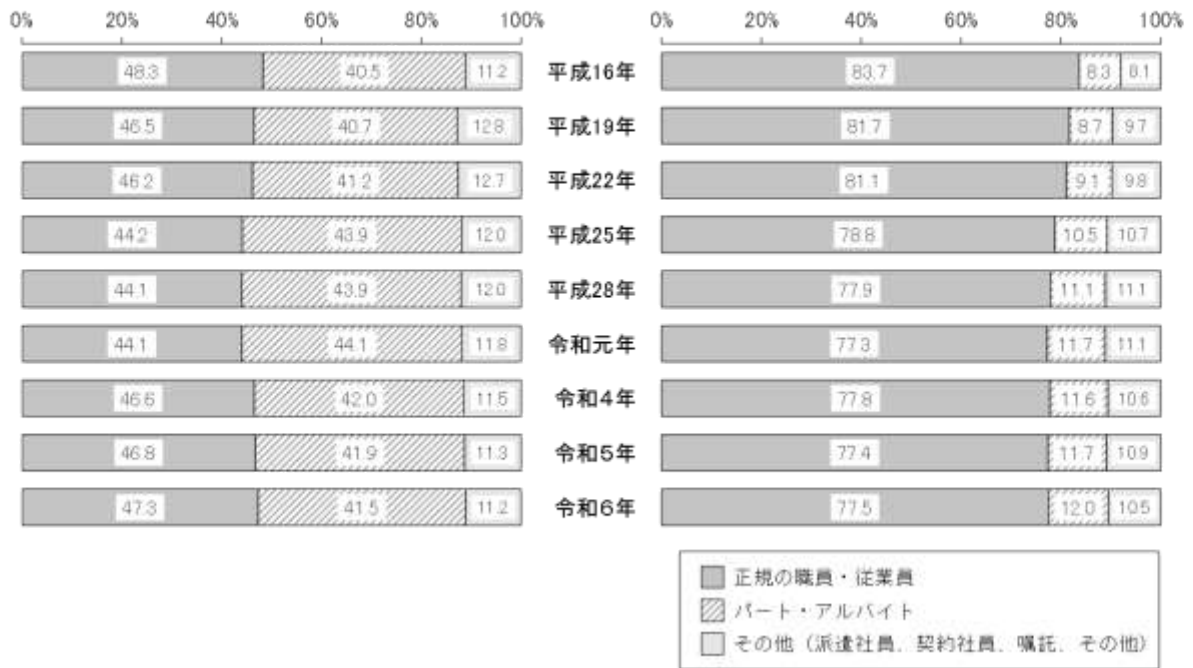
資料：総務省「国勢調査」

【性・年齢別労働力率の推移（斑鳩町 R2・H27 比較）】



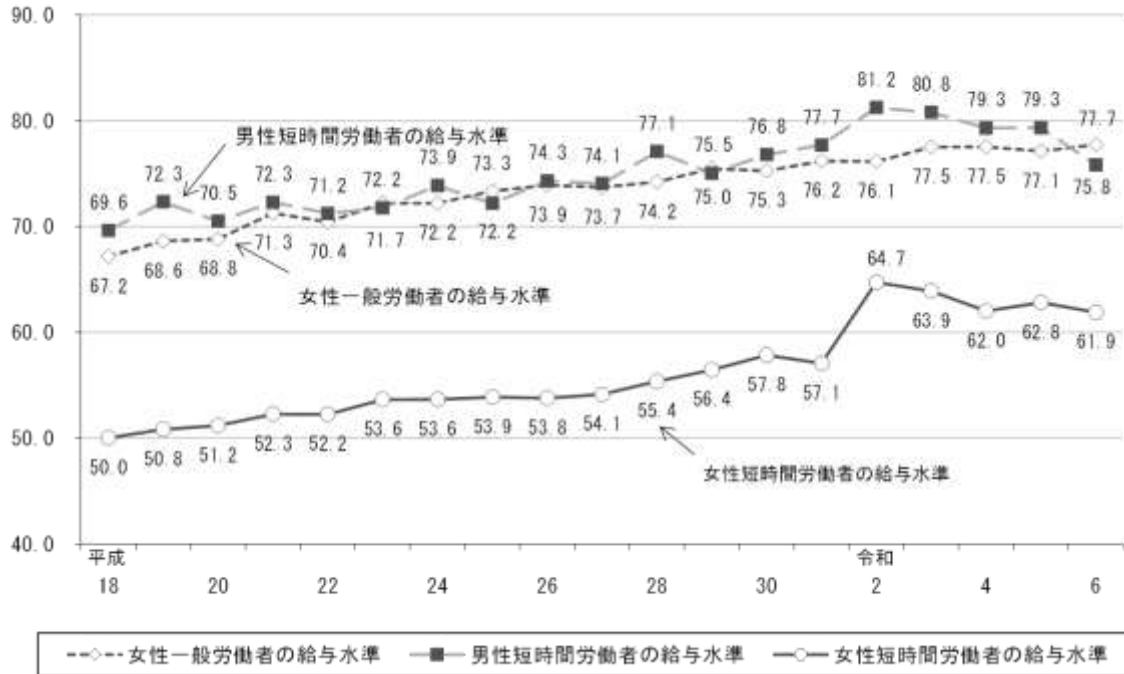
資料：総務省「国勢調査」

【短時間雇用者数の推移（全国）】



資料：厚生労働省 「労働力調査」

【労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移（男性一般労働者=100）】

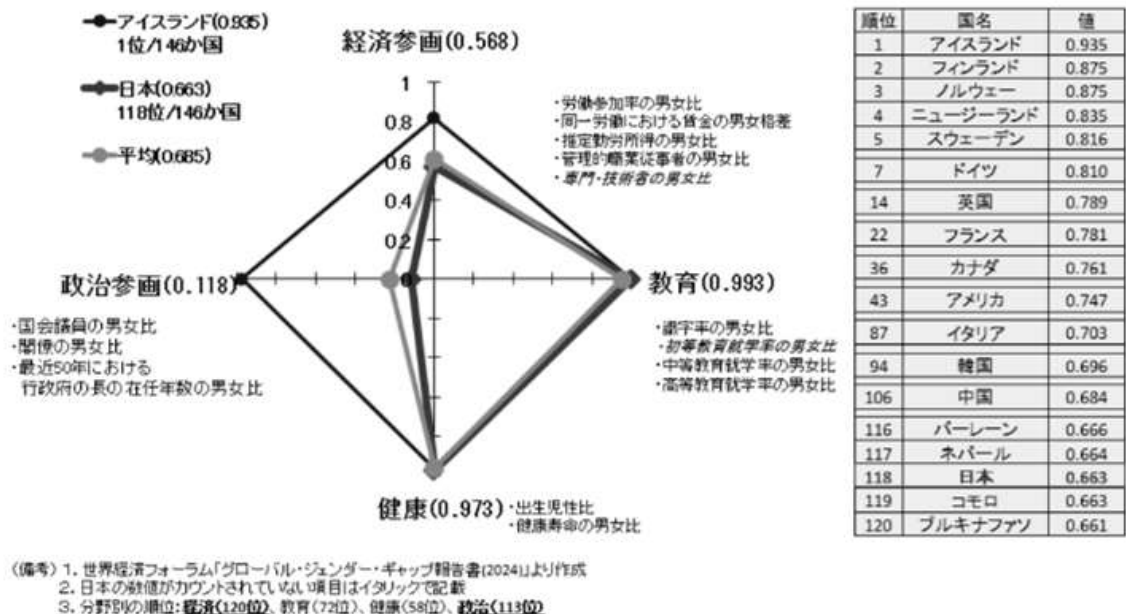


資料：厚生労働省 「賃金構造基本統計調査」

#### (4) 国際的指標からみる男女共同参画の現状

男女共同参画に関する国際的な指標であるジェンダー・ギャップ指数\*をみると、日本は教育・健康の分野では順位が高いものの、「政治参画」「経済参画」の分野では順位が低くなっています。また、総合順位においても、他の先進諸国と比べると118位と低く、女性の参画が課題となっています。

【ジェンダー・ギャップ指数\*の国際比較】



資料：内閣府 男女共同参画局

【ジェンダー・ギャップ指数\*の国際比較】

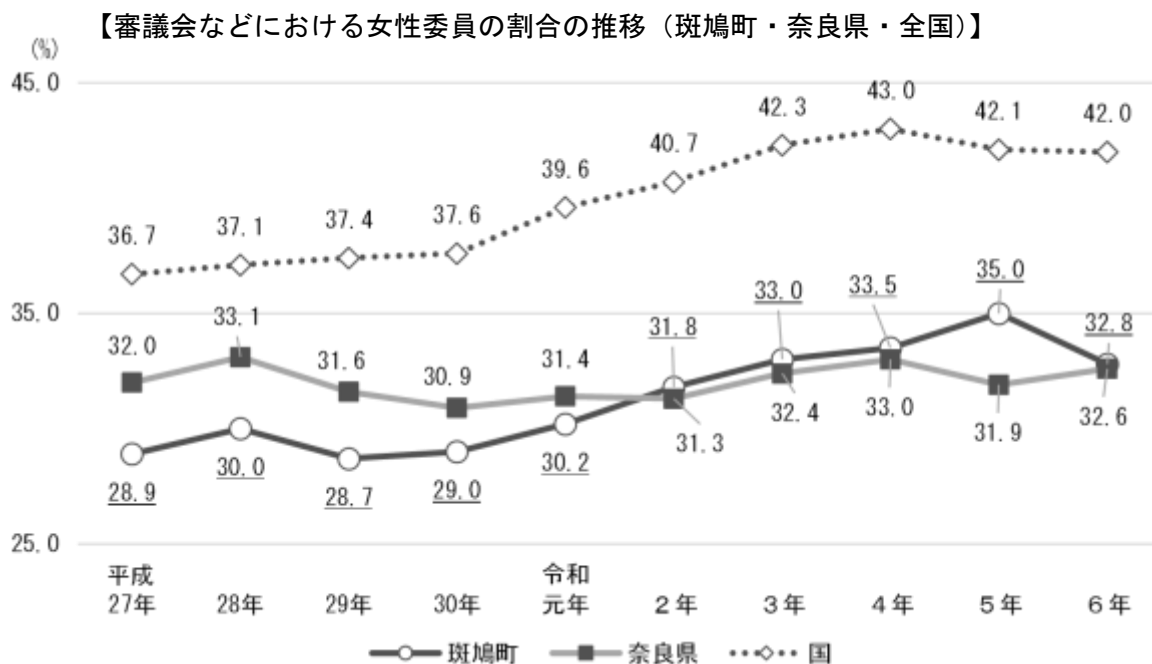
	調査国数	総合		経済		教育		健康		政治	
		順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア
令和6年	146	118	0.663	120	0.568	72	0.993	58	0.973	113	0.118
令和5年	146	125	0.646	123	0.561	47	0.997	59	0.973	138	0.057
令和4年	146	116	0.650	121	0.564	1	1.000	63	0.973	139	0.061
令和3年	156	120	0.656	117	0.604	92	0.983	65	0.973	147	0.061
令和2年	153	121	0.652	115	0.598	91	0.983	40	0.979	144	0.049
令和元年	149	110	0.662	117	0.595	65	0.994	41	0.979	125	0.081
平成30年	144	114	0.657	114	0.580	74	0.991	1	0.980	123	0.078
平成29年	144	111	0.660	118	0.569	76	0.990	40	0.979	103	0.103
平成28年	145	101	0.670	106	0.611	84	0.988	42	0.979	104	0.103

資料：世界経済フォーラム (World Economic Forum) 「The Global Gender Gap Report」

(5) 政策・方針決定過程への女性の参画状況

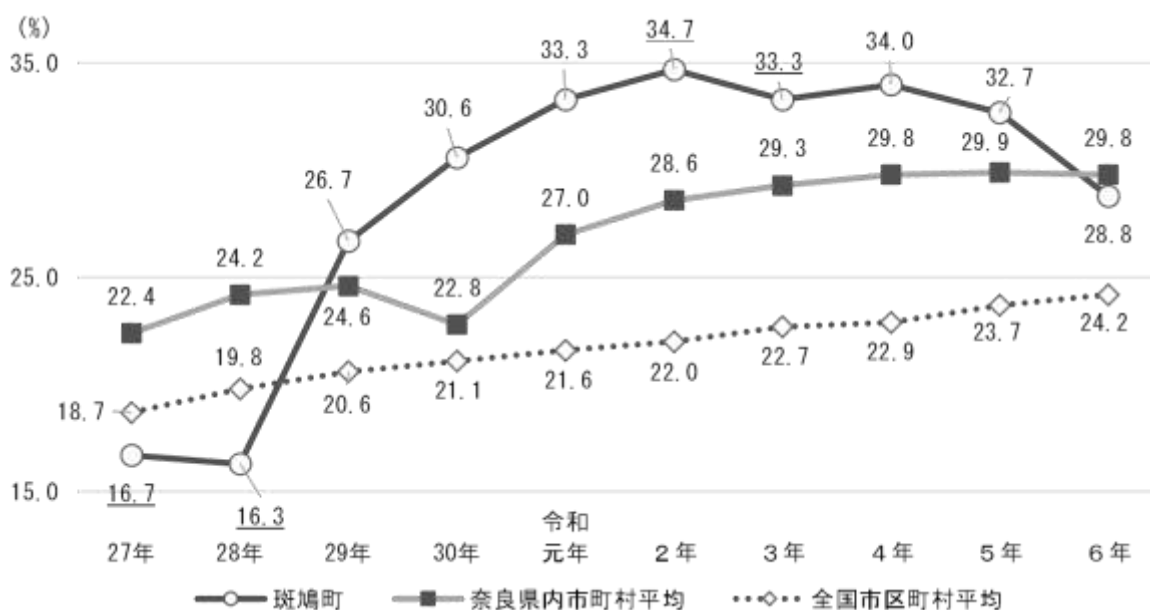
審議会などにおける女性委員の割合の推移をみると、本町では平成27年から令和2年にかけて奈良県、国を下回った推移を続けていましたが、令和2年以降は上昇傾向にあり令和6年で32.8%となっています。

公務員の管理職（課長補佐職以上）に占める女性の割合の推移をみると、本町では奈良県内市町村平均を平成29年から令和5年にかけて上回る推移をつづけておりましたが、令和6年では28.8%と少し下回った推移となっています。



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

【公務員（市町村）の管理職（課長補佐職以上）に占める女性の割合（斑鳩町・奈良県・全国）】



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

## 4. 住民意識調査からみえるもの

計画策定にあたっての基礎資料とするため、令和6年度に斑鳩町男女共同参画に関する住民意識調査（以下「住民意識調査」）を実施し、男女共同参画に対する考え方や意識などの実態を把握しました。

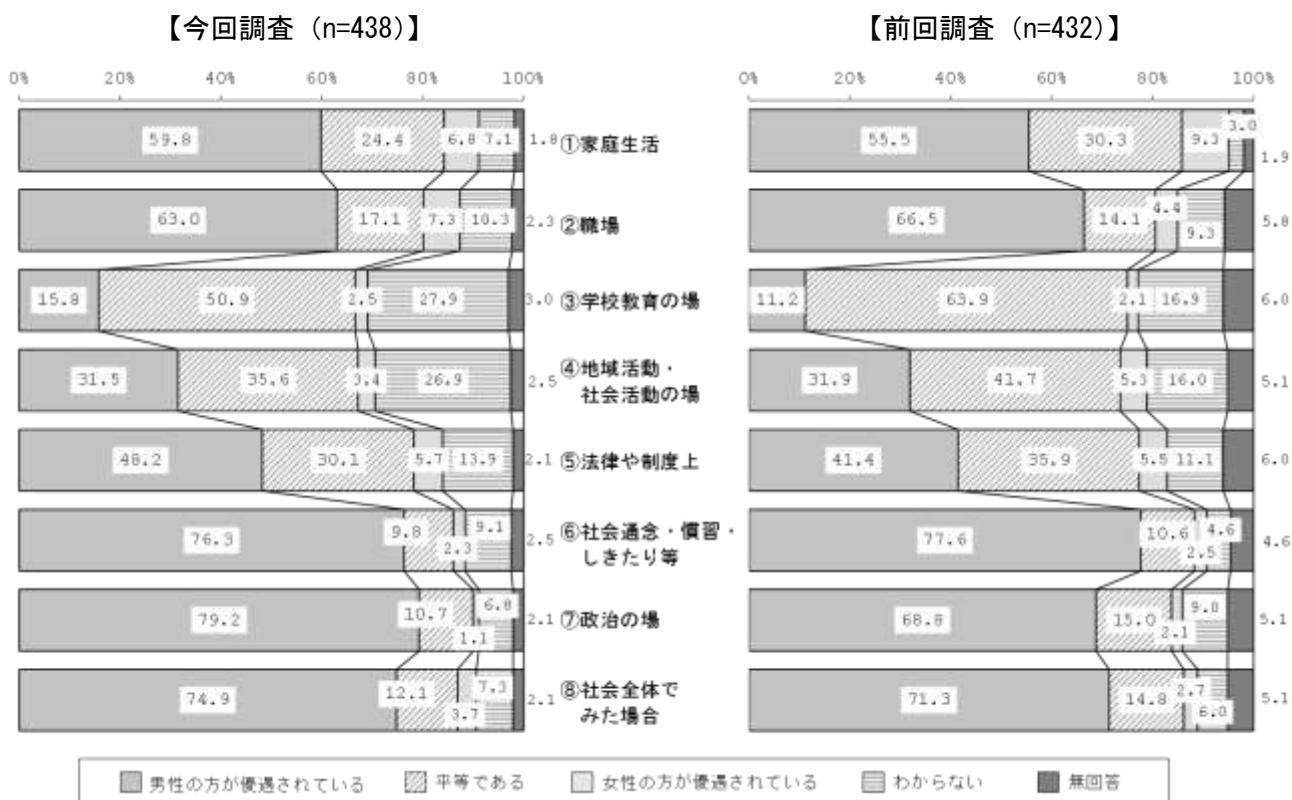
### (1) ①住民意識調査実施の概要

- ・調査対象 斑鳩町在住の18歳以上の住民
- ・調査期間 令和6年9月30日～令和6年10月18日
- ・調査方法 郵送配付・郵送及びWEB回収
- ・回収状況 配布数：1,000件 有効回収数：438件 有効回収率：43.8%  
※前回調査は平成26年度に実施

### (2) 住民意識調査結果の概要

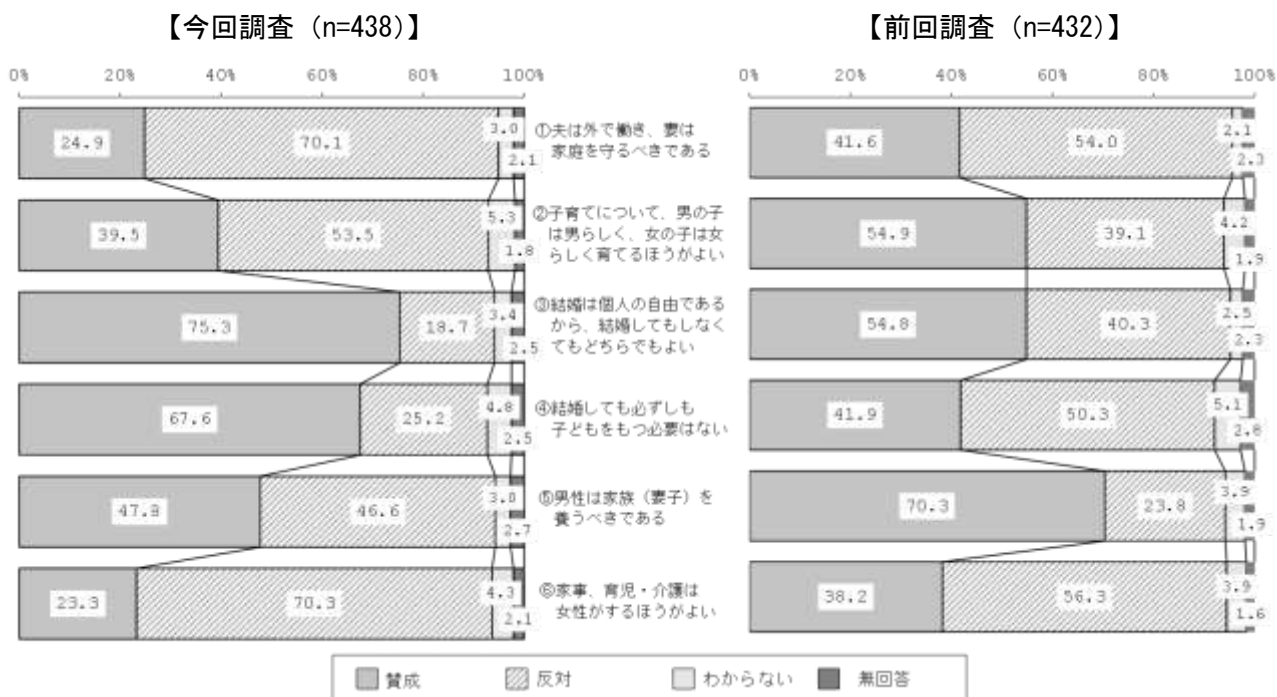
#### ● 男女の地位の平等感

教育や地域活動の多様化、価値観の変化等の影響から、男女の地位の平等感に対する個々の理解や認識のばらつきが生み出されていると考えられます。



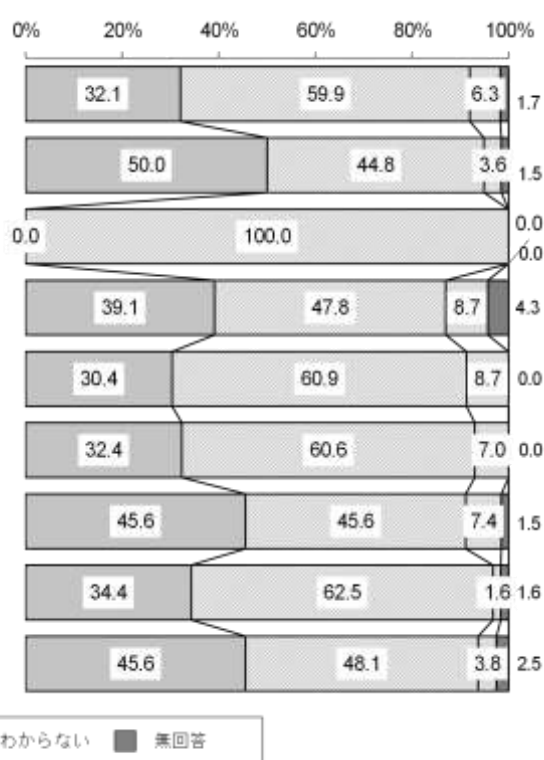
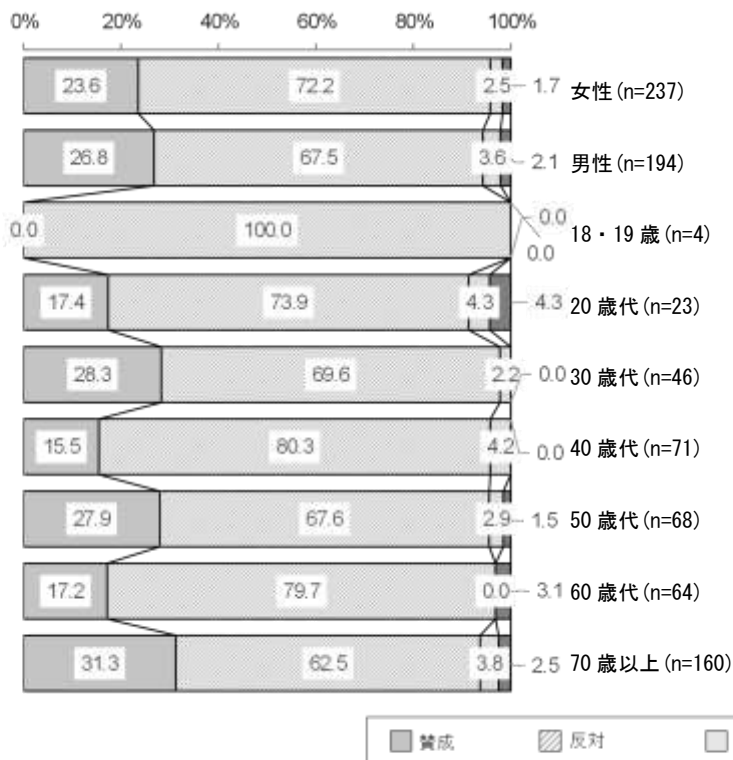
● 結婚観・家庭観

根強く残る昔ながらの価値観を変えるためには、教育や啓発活動を通じてジェンダー平等の重要性を広め、家庭や職場で実践していくことが重要です。

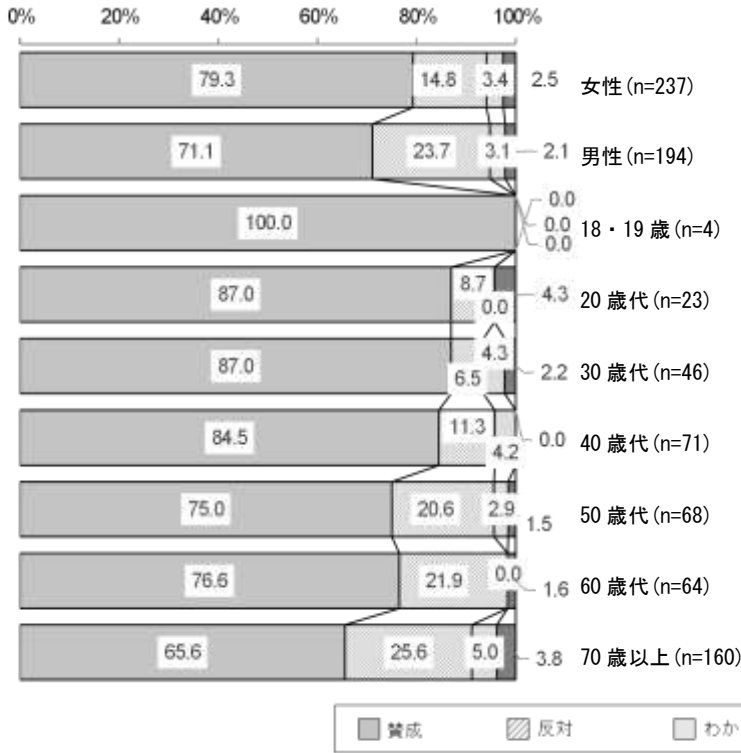


【①夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである (性別・年齢別)】

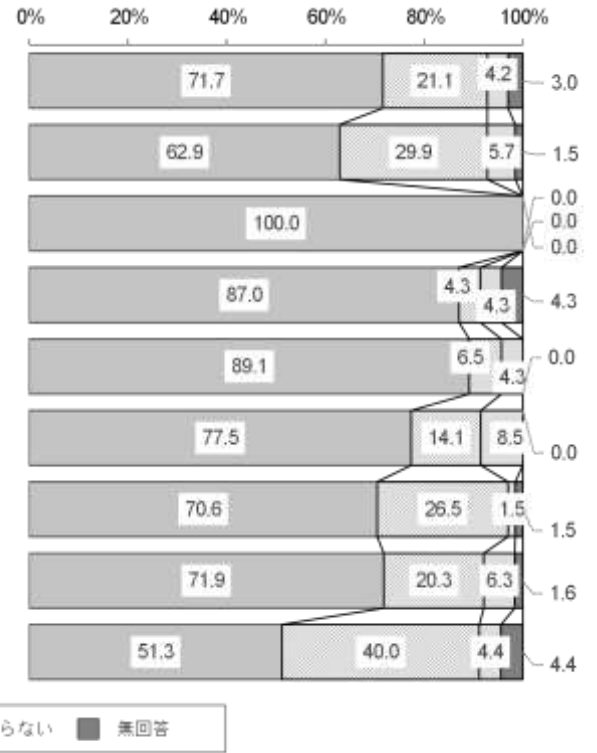
【②子育てについて、男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい (性別・年齢別)】



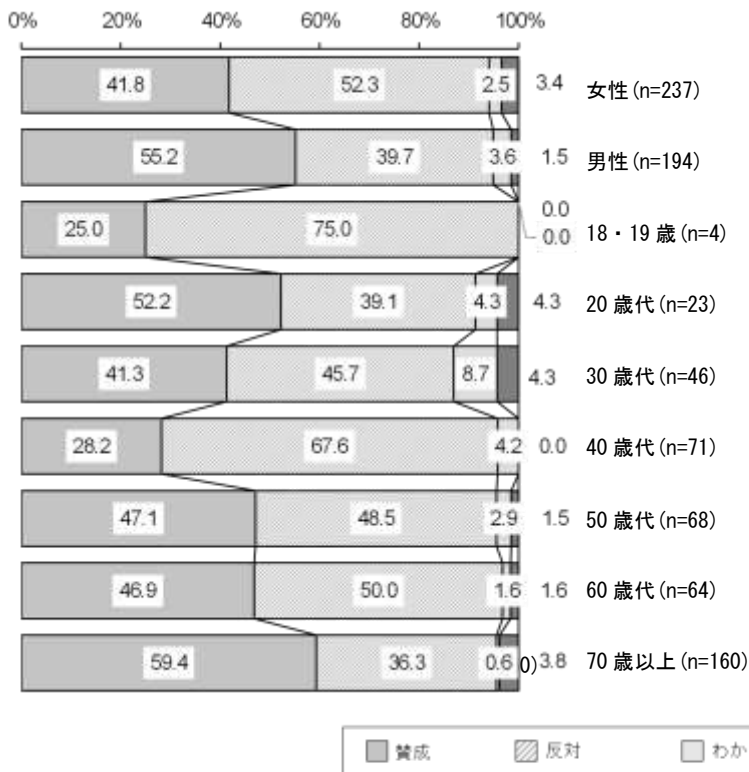
【③結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい（性別・年齢別）】



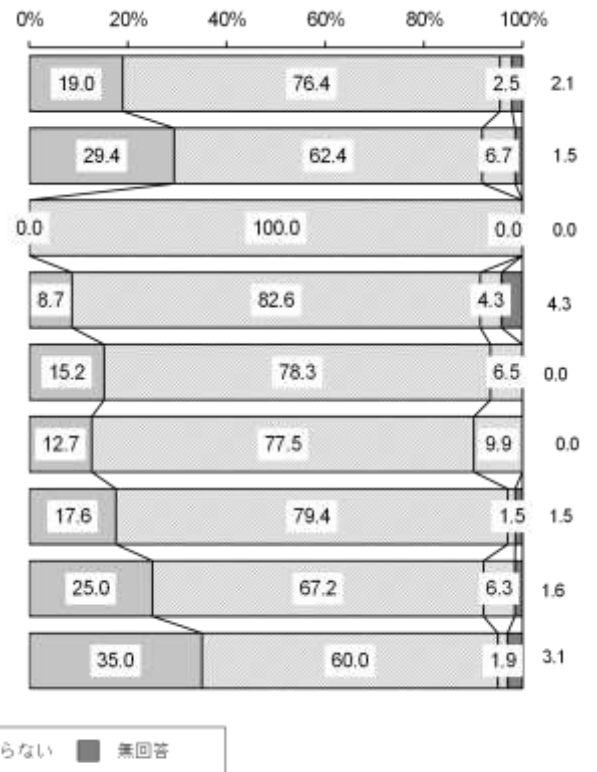
【④結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない（性別・年齢別）】



【⑤男性は家族（妻子）を養うべきである（性別・年齢別）】



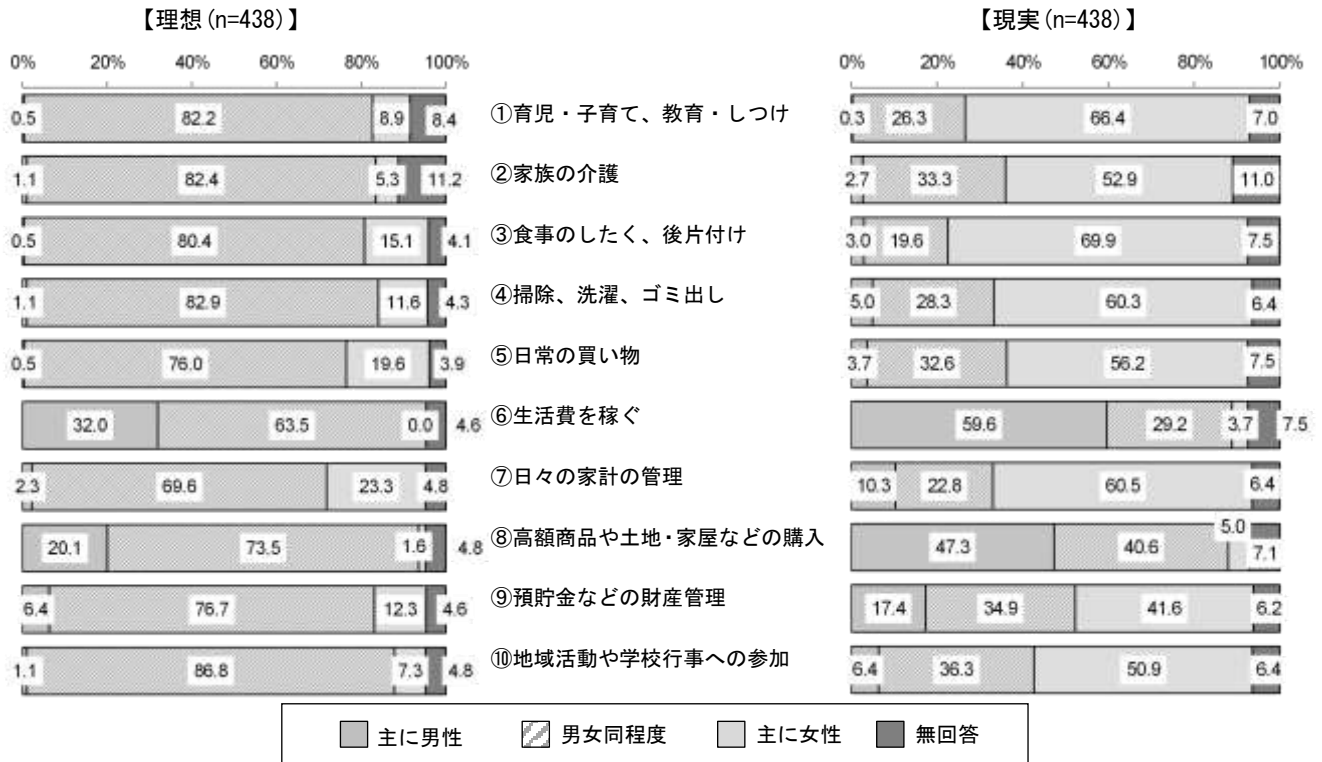
【⑥家事、育児・介護は女性がするほうがよい（性別・年齢別）】



● 生活・しごと

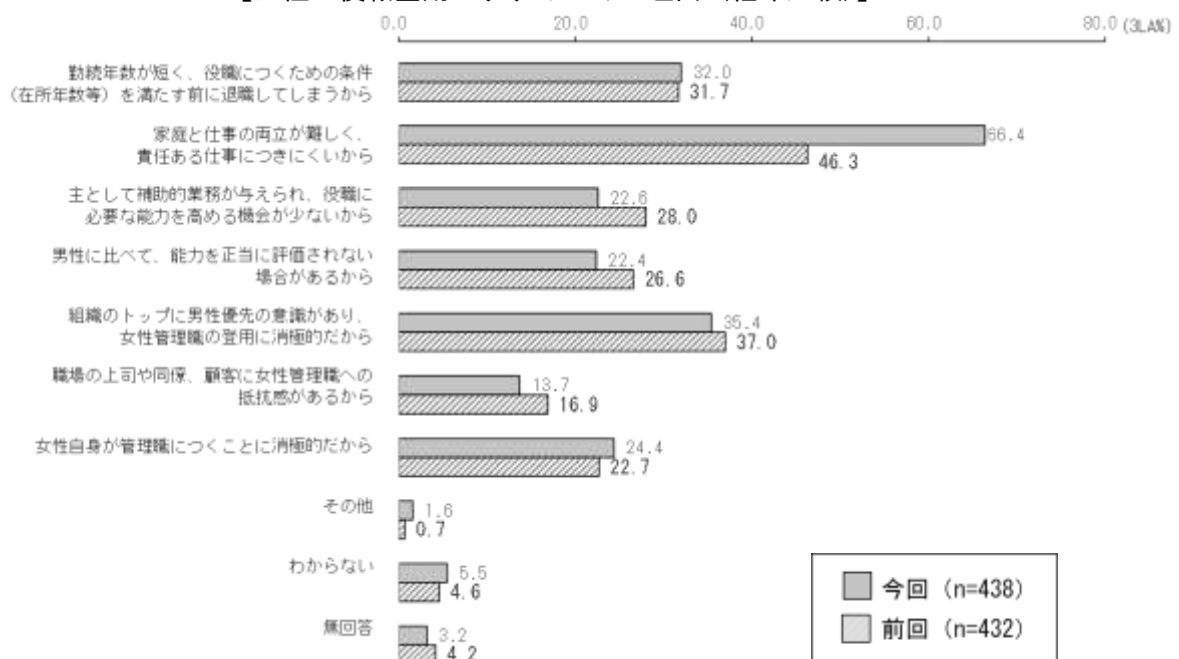
多様な働き方を求める一方で、仕事と家庭の両立が難しい状況は、女性の役職登用に影響を与えています。働く場での柔軟な働き方の導入や、組織内のサポート強化が必要であり、そのためには、性別役割分担の見直しと、誰もが生き生きとくらす環境にむけた社会全体の意識改革が重要です。

【家庭内での役割分担】

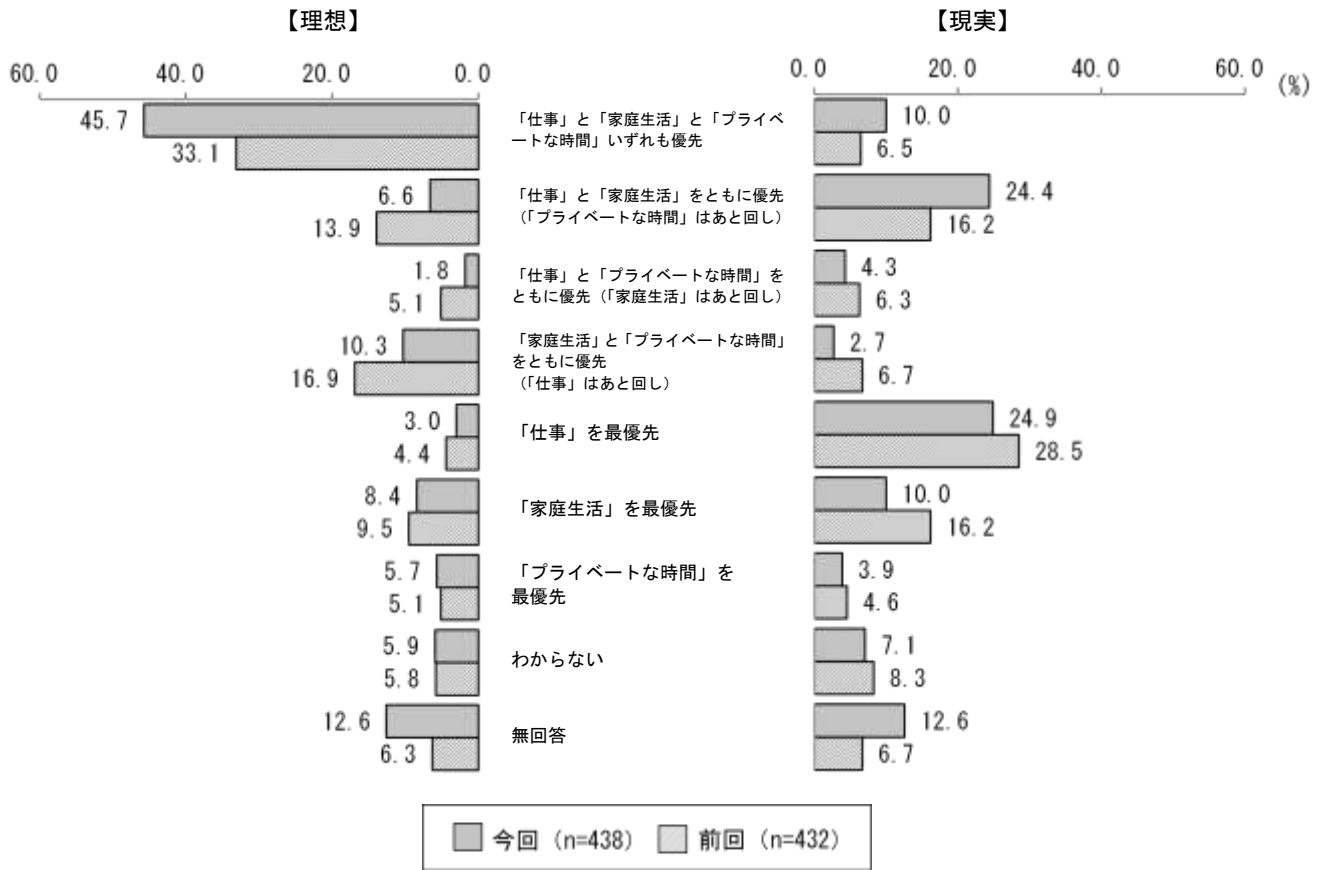


※ “①育児・子育て、教育・しつけ” “②家族の介護” については、それぞれ「家庭内に対象となる人はいない」と回答した人を除いて集計

【女性の役職登用がすすみにくい理由（経年比較）】



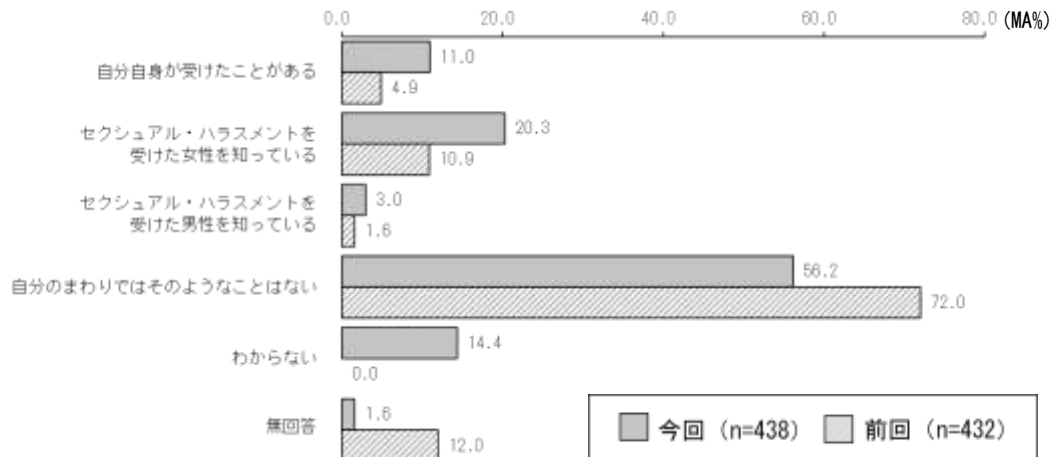
【仕事・家庭・プライベートの優先度（経年比較）】



● 男女の人権（セクシュアル・ハラスメント\*、DV\*）について

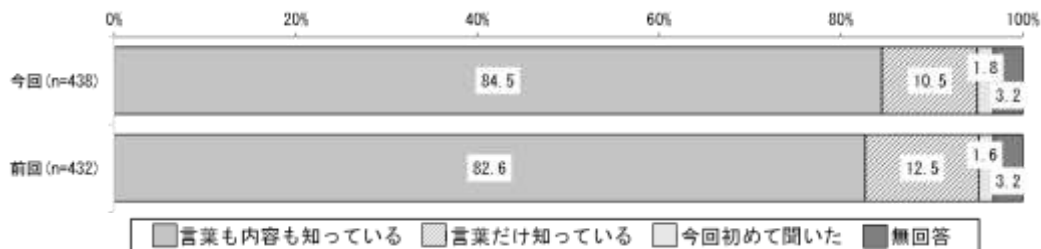
セクシュアル・ハラスメント\*やDV\*への社会的関心の高まりにより、これまで気づきにくく声を上げづらかった行為が問題として認識され、未然防止がすすんでいます。男女の人権に対する理解を深めることは、社会全体の意識改革と環境改善につながるため、教育と啓発活動を推進し、誰もが問題を正しく認識し、適切に対処できるようにすることが重要です。

【セクシュアル・ハラスメント\*を見聞きした経験（経年比較）】

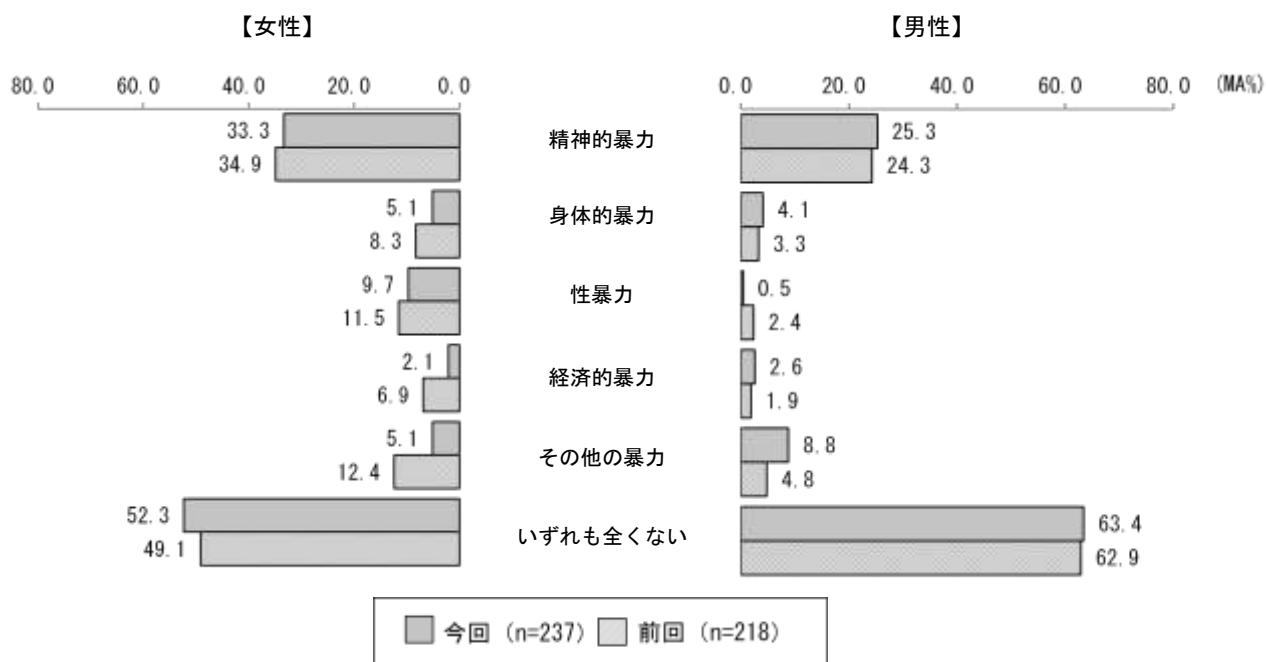


・前回調査では「わからない」の選択肢は無し

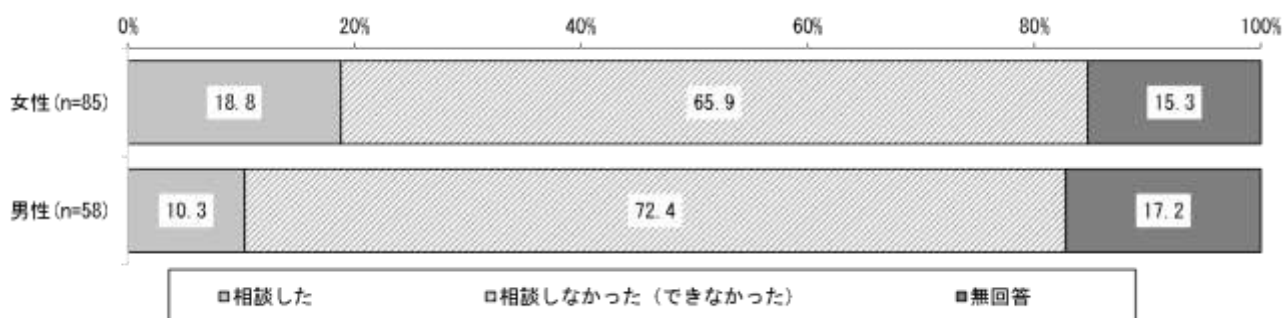
【「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）\*」という言葉の認知状況（経年比較）】



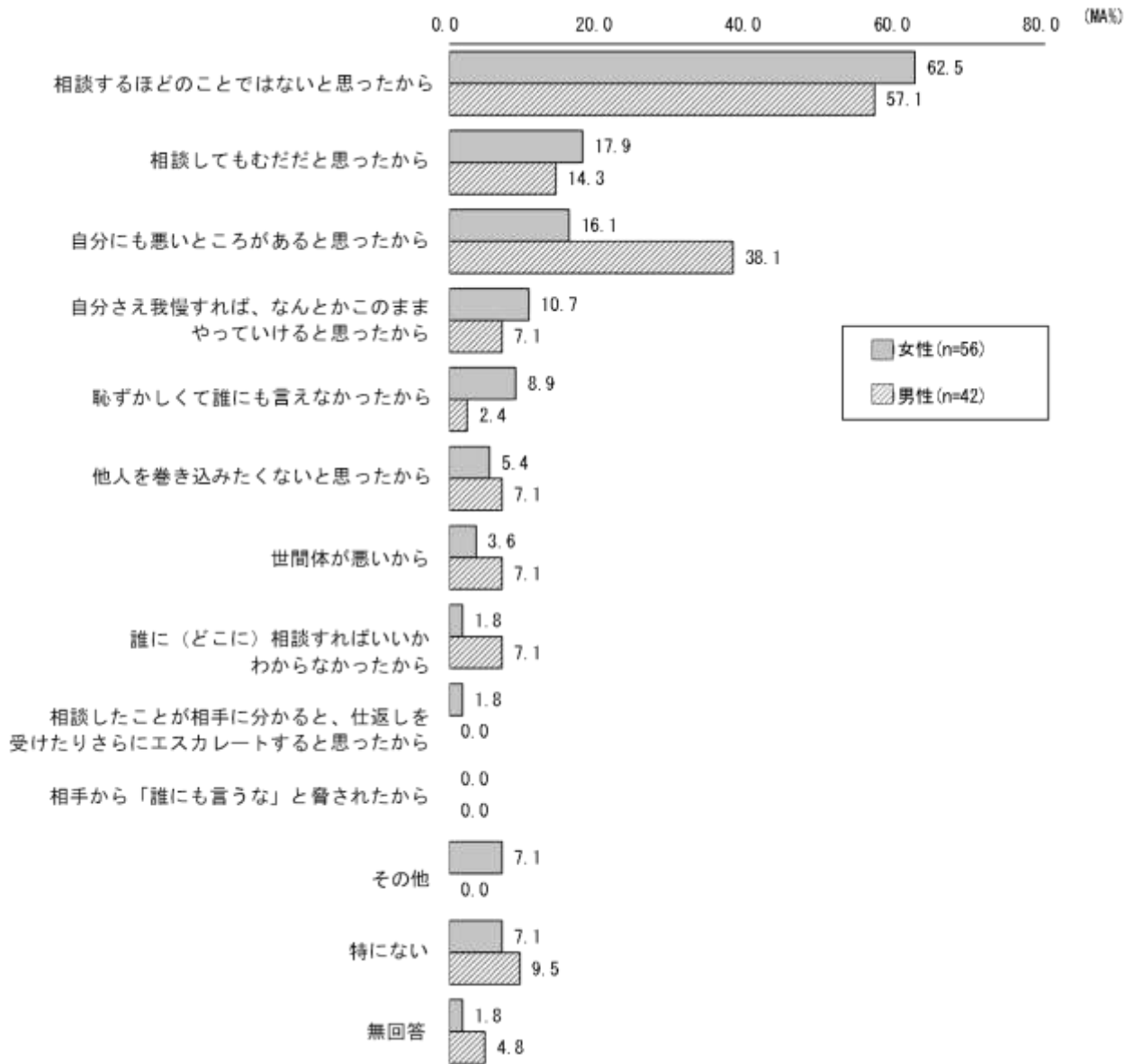
【DV被害の経験（性別・経年比較）】



【DV\*を受けた際の相談の有無（性別）】



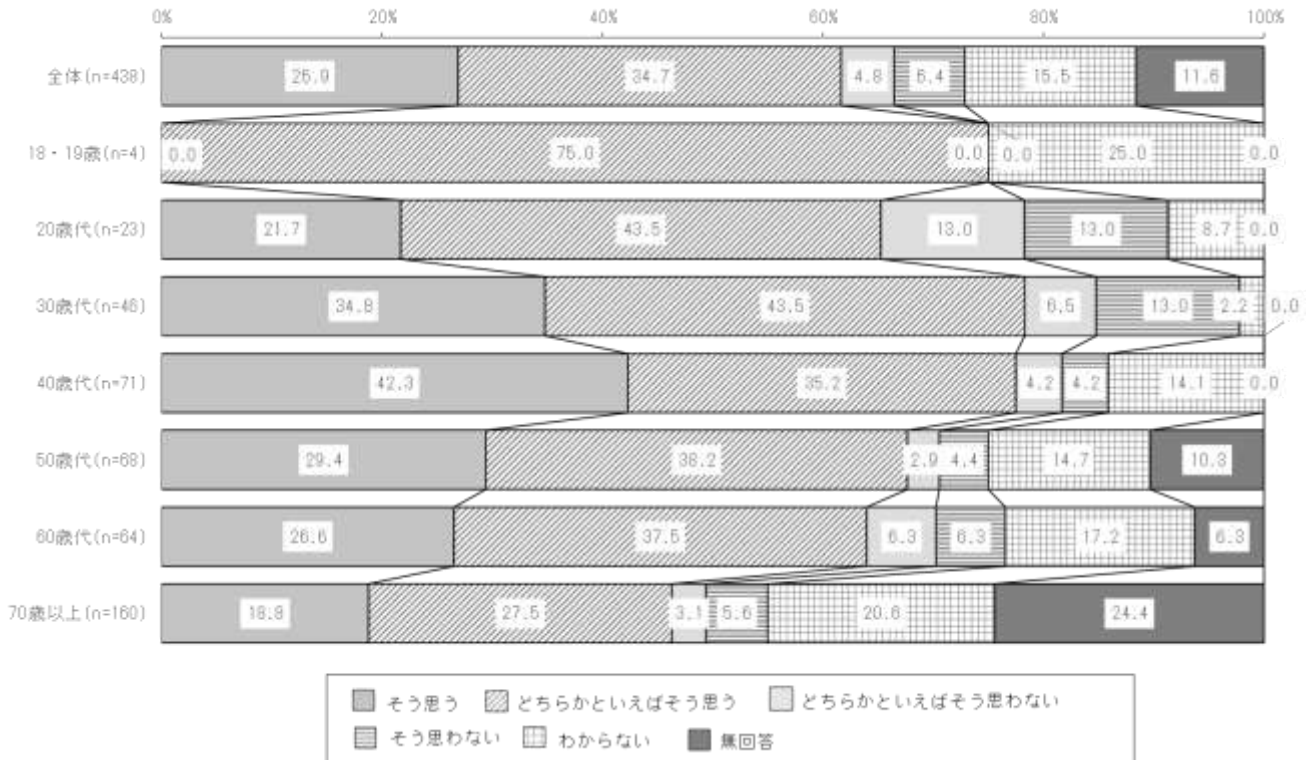
【DV被害を受けた際に相談しなかった理由（性別）】



● 性的マイノリティ\*について

性的マイノリティ\*が生活しやすい環境にするためには、行政や企業が積極的に子どもの頃からの正しい知識習得や安心して働ける環境整備等に取り組み、社会全体の多様性を尊重する文化を育むことが重要です。

【性的マイノリティ\*にとって、現状は生活しづらい社会であるか（年齢別）】



## 第3章 計画の内容

### 計画の体系

基本目標	基本方針	基本施策
1 多様な生き方が できる社会の 実現にむけた 意識づくり	1 人権尊重とジェンダー 平等への意識の改革	(1) ジェンダー平等意識を高めるための啓発 (2) 人権尊重意識に基づく情報学習と情報発信の推進
	2 男女共同参画を推進す る教育・学習の充実	(1) 教育・保育における男女共同参画教育の推進 (2) 男女共同参画の視点に立った社会教育・生涯学習の推進
	3 性の多様性を認め合う 意識の醸成	(1) 性を理解・尊重するための教育と啓発
2 誰もがあらゆる 分野で活躍できる 基盤づくり	4 政策・方針決定過程に おける男女共同参画の 推進 (◆)	(1) 町における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 (2) 地域活動等における方針決定過程への男女共同参画の促進
	5 ワーク・ライフ・バランス* (仕事と生活の調和)の推 進 (◆)	(1) 多様な人材活用とチャレンジ支援 (2) ワーク・ライフ・バランス*(仕事と生活の調和)の普及・啓発 (3) とともに支え合う家庭生活の実現
	6 まちづくりにおける 男女共同参画の推進 (◆)	(1) 誰もが参画できる地域づくり (2) 多様な視点での防災対策の推進
3 誰もが安心して くらせる 社会づくり	7 あらゆる暴力の根絶に むけた啓発の推進 (◇)	(1) DV*やハラスメント*防止のための啓発、学習機会の提供 (2) 関係機関との連携強化
	8 援助を必要とする人 への支援 (★)	(1) さまざまな困難を抱える人・家庭への支援の充実 (2) 高齢者や障害者への支援の充実 (3) 在住外国人家庭への支援の充実

※ (◆) は「女性活躍推進計画」を、(◇) は「DV防止基本計画」を、(★) は「女性困難支援基本計画」を包含するものとします。

## 基本目標1 多様な生き方ができる社会の実現にむけた意識づくり

### 現状と課題

一方的に決めつけられる考え方やしきたりにとらわれず、誰もが自ら望む生き方を選ぶことができる多様性に富んだ社会の実現にむけて、固定的な性別役割分担意識\*の解消に継続して取り組んでいく必要があります。

住民意識調査の結果では、性別役割分担意識\*は変化しつつある一方で、男女の社会全体での平等感は依然として男性が優遇されていると感じている割合が多い状況です。

また、意識の変化が見られる状況においても、固定的な性別役割分担意識\*や性差に関する偏見、固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）\*は、男性、女性ともに生じており、結婚観や家庭観として「男性は家族（妻子）を養うべきである」「子育てについて、男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい」「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」「家事、育児・介護は女性がするほうがよい」といった認識は根強く残っています。

しかしながら、若い世代になるほど、固定的な考え方から、個人の自由であるとの認識が強くなっている傾向も見受けられます。これは、これまでの町の取組みによる啓発の効果が一定発揮されているともいえますが、昔ながらの価値観や固定観念を変えるためには、教育や啓発活動を通じてジェンダー平等の重要性をさらに広め、家庭や職場での実践を促進することが必要です。

### 施策の方向性

学校や地域、家庭や企業等、あらゆる場面において、子どもから高齢者に至る幅広い年齢層を対象とした啓発をすすめ、性別にかかわらず、一人ひとりが男女共同参画を自分のこととして認識し、互いの生き方や考え方を尊重できる意識を醸成します。

### ■指標

指標	基準値	目標（令和17年）
「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい」と思う男性の割合	50.0 % (令和6年住民意識調査)	R6住民意識調査結果より減少させる
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える住民の割合	24.9 % (令和6年住民意識調査)	R6住民意識調査結果より減少させる
「性的マイノリティ*が生活しづらい社会だ」と思う人の割合	61.6 % (令和6年住民意識調査)	R6住民意識調査結果より減少させる

## 基本方針1 人権尊重とジェンダー平等への意識の改革

固定的な性別役割分担意識\*の解消や、それらの意識に基づく慣習を見直し、アンコンシャス・バイアス\*の解消を含む意識改革を促すなど、さまざまな機会を活用して社会全体に男女の人権尊重とジェンダー平等の意識浸透をはかります。

### (1) ジェンダー平等意識を高めるための啓発

男女共同参画の理念やジェンダー\*(社会的性別)の視点について、正しい知識を得る機会の提供と、理解を深めるための広報・啓発活動を展開します。

#### ■主な事業

事業名	担当課
あらゆるメディアを活用した広報・啓発	政策財政課
男女共同参画推進グループへの情報提供・支援の実施	政策財政課
男女共同参画に関する資料や情報の提供	政策財政課
男女共同参画に関する住民意識調査の実施	政策財政課
男女共同参画に関する行政出前講座の実施	政策財政課
人権問題の啓発	住民課
「男女共同参画週間」におけるパネル展示、図書展示の実施	政策財政課 生涯学習課

### (2) 人権尊重意識に基づく情報学習と情報発信の推進

男女が互いの性を尊重するとともに、高齢者や障害者、性的マイノリティ\*等のさまざまな属性や特性について、正しい理解を深めるための情報発信と学習機会の提供を行います。

#### ■主な事業

事業名	担当課
小・中学生むけリーフレットの作成	政策財政課
人権セミナーの開催	生涯学習課
生涯学習講座の開催	生涯学習課
男女共同参画の視点に立った情報発信や資料作成	全課

## 基本方針2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

すべての人が性別にかかわらず活躍できる社会を実現するため、子どもやその周囲の保護者、教育関係者等にむけて、学校や家庭における男女共同参画やジェンダー平等に関する教育を推進します。また、生涯にわたって誰もが男女共同参画について学べるよう、さまざまな世代にむけた学習機会を提供します。

### (1) 教育・保育における男女共同参画教育の推進

幼児教育・保育や、学校教育の場において、ジェンダー\*にとらわれず、一人ひとりが個性を伸ばし、能力を発揮できる教育・保育環境を整備します。また、保育士や教職員に対しても、正しい知識の習得とジェンダー\*の視点に関する研修を実施します。

#### ■主な事業

事業名	担当課
保育士研修の実施	子育て支援課
教職員研修の実施	教委総務課
多様な選択を可能にするキャリア教育*の実施	教委総務課
教材などの点検・改善	子育て支援課 教委総務課

### (2) 男女共同参画の視点に立った社会教育・生涯学習の推進

生涯にわたって誰もが男女共同参画やジェンダー平等への関心を持ち、行動につながるよう、情報提供や学習環境を整備します。

#### ■主な事業

事業名	担当課
男女共同参画推進グループへの情報提供・支援の実施	政策財政課
家庭教育講座の開催	生涯学習課
公民館教室等の開催	生涯学習課
生涯学習推進計画の推進	生涯学習課

### 基本方針3 性の多様性を認め合う意識の醸成

性別による特性をふまえたうえで、女性自身の主体的な生き方を尊重するリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）\*の意識の浸透をはかります。

また、多様な性に関して、それらを背景とした困難を抱えることのないよう、多様な性に関する理解促進にむけた教育や啓発に取り組みます。

#### （1）性を理解・尊重するための教育と啓発

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ\*の観点から、すべての人が正しく性の知識を持ち、互いを尊重する意識の醸成をはかります。

#### ■主な事業

事業名	担当課
健康教育の推進（性の正しい知識の習得など学校保健との連携）	健康対策課
プレコンセプションケアの普及（男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及と妊娠前からの適切な健康管理）	健康対策課
両親学級の実施	健康対策課
パートナーシップ宣誓制度*の浸透	住民課
学校における性教育の充実	教委総務課



## みなさんで取り組んでみませんか

みなさんがあたりまえと思っていることや、そうしなければならないと考えていることは、偏った考え方かもしれません。

他の人の意見を聞いてみたり、話をしてみたりして、一度じっくり考えてみませんか。

- 斑鳩町の男女共同参画に関するHPや、広報紙をしてみる。
- 男女共同参画やジェンダー平等に関するイベントや講演会に参加してみる。
- 自分や、自分の周りの人が、性別や年齢、人種等にとらわれた考え方をしていないか考えてみる。

## 基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できる基盤づくり

### 現状と課題

個々の抱える課題や、個人のライフスタイル、属性にかかわらず、誰もがその分野で能力を発揮できる環境をめざし、仕事と家庭の両立、ワーク・ライフ・バランス\*の充実や働きやすい環境づくり、性別にとらわれない育児・介護や地域活動への参画支援が必要です。

住民意識調査の結果では、職場においていまだに男性が優遇されているとの認識が強く、また、家庭内での役割分担について、理想では「男女同程度」がほとんどを占めているにもかかわらず、現実では、家事、育児、地域活動や学校行事への参加は「主に女性」が半数以上を占め、生活費を稼ぐことや高額商品や土地・家屋などの購入は「主に男性」が占める割合が高いなど、理想と現実の乖離が生じています。

住民意識調査では、管理職などの意思決定を行う管理的部門や指導的地位\*への女性の登用がすすみにくい理由として、「家庭と仕事の両立が難しく、責任ある仕事につきにくいから」の回答が6割以上と、女性に家庭と仕事の両立を担わせている傾向が示されています。

一方で、男性においては、長時間労働の環境下にあるといった実情や、育児休業等の制度を活用しづらい職場環境にあることも、家庭内での役割分担の理想と現実の乖離が生じる一因となっています。しかしながら、「仕事」「家庭生活」「プライベート」のいずれも優先したいという希望を持つ人の割合は増えており、個々のワーク・ライフ・バランス\*に対する意識改革はすすみつつあります。

個人の意識は高まっている傾向にはあり、多様な働き方を求める一方で、仕事と家庭の両立が難しく、柔軟な働き方の導入や、組織内のサポートの強化が必要です。そのためには、性別役割分担の見直しと、誰もが生き生きとくらす環境にむけて、社会全体の意識改革が重要です。

### 施策の方向性

誰もが、あらゆる分野で最大限の能力を発揮し、活躍できる社会の実現のため、政策・方針決定の場への女性の社会参画を促進するとともに、家庭・地域社会における男女共同参画の推進をはかります。

### ■指標

指標	基準値	目標（令和17年）
「仕事」と「家庭生活」と「プライベートな時間」いずれも優先したいと思う人の現実の割合	希望 45.7 % 現実 10.0 % (令和6年住民意識調査)	現実の割合を 希望に近づける
審議会等の女性委員の割合	34.1 % (令和7年)	35.0 %以上
町管理職の女性の割合	29.4 % (令和7年)	40.0 %以上

## 基本方針4 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

住民、事業者、行政が一体となって男女共同参画の推進をはかるとともに、あらゆる分野において性別にかかわらず多様な人材が活躍できるよう、人材の発掘・育成をすすめ、方針決定の場や各種審議会などにおける意思決定の多様性を促進します。

### (1) 町における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

性別にかかわらず、多様な意見を町政に反映するため、審議会等への女性登用や、庁内における女性管理職の育成・登用を推進します。

#### ■主な事業

事業名	担当課
女性活躍推進法*に基づく特定事業主行動計画の推進	総務課
適正な人事配置・職域の拡大	総務課
女性職員の管理職への育成・登用の推進	総務課
町職員の働き方の見直しの促進	総務課
審議会等の女性登用の拡大	政策財政課
女性の参画に対する意識高揚にむけた啓発	総務課 政策財政課
各種団体等への協力要請	全課
女性の人材の発掘と採用	全課

### (2) 地域活動等における方針決定過程への男女共同参画の促進

誰もが、町内におけるさまざまな地域活動に参画できるよう、男女共同参画意識の醸成や、人材の確保と育成を支援します。

#### ■主な事業

事業名	担当課
男女共同参画に関する行政出前講座の実施	政策財政課
各種団体の役員への女性登用の拡大	全課

## 基本方針5 ワーク・ライフ・バランス\*（仕事と生活の調和）の推進

男女双方が安心して働くことができ、さまざまな社会活動に参加できるよう、長時間労働の削減や多様な働き方の促進を事業主に働きかけるとともに、子育て・福祉サービスなどの生活支援にむけたより一層の取組みの充実に努めます。

### （1）多様な人材活用とチャレンジ支援

働くことや起業を希望する人など、さまざまな分野で誰もが挑戦・活躍ができるよう、関係機関と連携しながら起業や就労に関するさまざまな情報の提供や、学習・相談機会を設けるなどの支援を行います。

#### ■主な事業

事業名	担当課
女性活躍推進法*に基づく多様な働き方の実現にむけた国の支援措置の周知	政策財政課
多様な働き方の情報提供	政策財政課
女性農業者の育成・支援	建設農林課
家族経営協定*等に関する情報提供	建設農林課
労働局等関係機関との連携	地域振興課
再雇用制度の導入促進	地域振興課
商工会との連携	地域振興課
起業に対する相談・支援	地域振興課
創業支援センターの運営	地域振興課
労働関係法令の周知・啓発	政策財政課 地域振興課
相談窓口の情報提供	政策財政課 地域振興課

## (2) ワーク・ライフ・バランス\*（仕事と生活の調和）の普及・啓発

多様化するライフスタイルや就労形態に応じた職場環境の整備や各種制度の普及・啓発により、性別にかかわらず就労を希望する人が働きやすい環境づくりをすすめます。

### ■主な事業

事業名	担当課
町職員の働き方の見直しの促進	総務課
女性活躍推進法*に基づく特定事業主行動計画の推進	総務課
事業者における男女共同参画推進状況調査の実施	政策財政課
あらゆるメディアを活用した広報・啓発	政策財政課
「仕事と家庭を考える月間」における啓発の実施	地域振興課
町内事業者へのこどもまんなかアクション*の周知	地域振興課

## (3) とともに支え合う家庭生活の実現

性別にかかわらず、家事や育児に参画し、仕事と家庭の責任を分かち合うことができるよう、子育て、介護、育児等を学ぶ場の提供や情報発信を行います。

### ■主な事業

事業名	担当課
職場における母性保護の啓発	政策財政課
介護支援サービスに関する情報提供	福祉課
社会福祉協議会との連携	福祉課
地域包括支援センターの運営	福祉課
子育て支援に関する情報提供	子育て支援課
子育てサポーターへの支援	子育て支援課
多様な保育サービスと受け入れ体制の充実	子育て支援課
住民へのこどもまんなかアクション*の周知	子育て支援課
母子保健事業への男性の参加促進	健康対策課
両親学級の実施	健康対策課
育児・介護休業制度の普及・促進	地域振興課
雇用・労働関係助成金の情報提供	地域振興課
家庭教育講座の開催	生涯学習課
放課後児童対策の充実	生涯学習課

## 基本方針6 まちづくりにおける男女共同参画の推進

性別にかかわらずあらゆる地域活動に参画しやすい環境づくりをすすめることによって、地域の日常的な活動における男女共同参画を促進します。同時に、災害発生等の非日常時においても住民・地域・行政が一体となって迅速かつ的確に対応できるよう、性別に偏らない多様な視点を取り入れた防災体制を整備します。

### (1) 誰もが参画できる地域づくり

活力ある地域コミュニティをめざし、性別やライフスタイルにかかわらず、誰もが気軽に参画できる環境づくりをすすめます。

#### ■主な事業

事業名	担当課
男女共同参画推進グループへの情報提供・支援の実施	政策財政課
住民活動センターの運営	政策財政課
各種団体の会合時における意識啓発の実施	全課

### (2) 多様な視点での防災対策の推進

要配慮者など支援を必要とする人、年齢・性別・障害の有無、地域特性など多様な視点を取り入れた防災対策を推進するとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立します。

#### ■主な事業

事業名	担当課
防災会議への女性登用	安全安心課
自主防災組織における男女共同参画の推進	安全安心課
女性の視点に立った避難所運営体制の検討	安全安心課



## みなさんで取り組んでみませんか

仕事や家庭、地域の活動等、あなたはどんなふうに参加ができる・したいと思いますか。一度考えてみて、積極的に参加してみましょう。

- あなたや周りの人のワーク・ライフ・バランス\*を見直してみましょう。
- あなたの住んでいるところで行われている活動を知り、興味がある活動に参加してみましょう。
- 性別で待遇の違いが生じていたり、制度を使えていない人がいないか調べてみましょう。

## 基本目標3 誰もが安心してくらす社会づくり

### 現状と課題

性別にかかわらず、誰もが一人の個人として尊重され、安心・安全に生活できることが重要です。現在、社会的な問題となっているDV\*やハラスメント\*、性犯罪・性暴力等は重大な人権侵害であり、性別にかかわらず被害者、加害者になりえます。あらゆる暴力を許さない社会認識の徹底と、暴力の防止対策および被害者への適切な支援体制が必要です。また、経済社会において、女性は妊娠・出産等で就労が困難な時期があることや、貧困などの生活上の困難に陥りやすいことが考えられます。このような状況のなか、高齢者、障害者、ひとり親家庭、外国人家庭など、生活上の困難を抱えている人は、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があるため、これらの人が安心してくらすことができる環境づくりが必要です。

住民意識調査の結果では、DV被害を受けた人の中では「精神的暴力」の割合が最も高く、性別にかかわらず約3割が「精神的暴力」を経験しています。さらに、DV被害を受けたと回答した人のうち、誰にも相談できなかった人の割合は、女性で6割以上、男性で7割以上となっています。また、DV被害を受けた際に相談窓口につながっておらず、相談しなかった理由として「相談するほどのことではないと思ったから」と回答した人がおよそ6割となっています。上記の調査結果を鑑みて、再度の被害を防ぐためにも、被害を受けた人が、ひとりで抱え込まず安心して必要な支援につながれるよう、相談先の周知と「相談してよい・助けを求めてよい」という社会全体の理解を広げていくと同時に、DV\*は人権侵害であるだけでなく、重大な犯罪行為であるという社会認識を高める必要があります。

### 施策の方向性

すべての人の安全・安心な社会形成のため、あらゆる暴力を根絶する社会的気運を醸成し、被害者支援の強化をはかります。

誰もが社会から孤立することなく、必要に応じて支援を受けることができ、心身ともに健康で自立した生活ができる支援を行います。

### ■指標

指標	基準値	目標
「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）*」という言葉も内容も知っている人の割合	84.5 % (令和6年住民意識調査)	R6年住民意識調査結果より増加させる
自身が受けたDV被害を「相談するほどのことではない」と思う人の割合	女性 62.5 % 男性 57.1 % (令和6年住民意識調査)	R6年住民意識調査結果より減少させる

## 基本方針7 あらゆる暴力の根絶にむけた啓発の推進

性別を問わず、暴力やハラスメント\*、虐待等の防止にむけ、町広報紙など、さまざまな機会をとらえてあらゆる暴力を絶対に許さないという社会認識の形成にむけた啓発をすすめるとともに、それらの被害を受けた人に対する適切な支援につなげられるよう、関係機関との連携を強化します。

### (1) DV\*やハラスメント\*防止のための啓発、学習機会の提供

配偶者やパートナーへの暴力、虐待等は、人権侵害であるとともに、心身を害する重大な犯罪行為であるという認識を高め、あらゆる暴力の予防・根絶にむけた暴力を許さない意識づくりをすすめます。

#### ■主な事業

事業名	担当課
庁内におけるハラスメント*の防止に関する意識啓発	総務課
庁内における相談体制の強化	総務課
あらゆるメディアを活用した広報・啓発	政策財政課
「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるパネル展示、図書展示の実施	政策財政課 生涯学習課
さまざまなハラスメント*の防止に関する意識啓発	政策財政課
女性に対する暴力に関する法律等の周知	政策財政課
人権セミナーの開催	生涯学習課

### (2) 関係機関との連携強化

複雑化・多様化する被害者および加害者の状況や背景に対し、適切な対応や支援につなぐための相談体制と関係機関の連携体制を強化します。

#### ■主な事業

事業名	担当課
労働局等関係機関との連携による相談支援	政策財政課
社会福祉協議会との連携	福祉課
スクールカウンセラーの充実	教委総務課
住民相談等の実施	政策財政課 住民課
こども家庭センター*の運営	健康対策課 子育て支援課
要保護児童対策地域協議会による虐待の早期発見・防止	子育て支援課 健康対策課 教委総務課
あらゆる暴力に対応するための関係機関との連携強化	政策財政課 子育て支援課 健康対策課 教委総務課 福祉課 住民課 生涯学習課

## 基本方針8 援助を必要とする人への支援

性差や年齢、障害の有無などによって困難を抱えることなく、自分らしく地域でくらすことができるよう、個々の状態に応じたきめ細やかな支援とともに、個々の能力を発揮することができる環境の整備に努めます。

### (1) さまざまな困難を抱える人・家庭への支援の充実

ひとり親家庭や、貧困等、生活上の困難を抱える家庭に対して、適切で迅速な助言や援助活動が行えるよう、関係機関と連携した総合相談体制や救援体制を整備します。

#### ■主な事業

事業名	担当課
子ども食堂への支援	子育て支援課
住民相談等の実施	政策財政課 住民課
学習支援事業の実施	教委総務課
こども家庭センター*の運営	健康対策課 子育て支援課
ヤングケアラー*の支援	子育て支援課 健康対策課 教委総務課 福祉課 生涯学習課
子育て家庭の経済的負担の軽減	子育て支援課 健康対策課 福祉課 国保医療課 教委総務課 生涯学習課
生活福祉資金の貸し付け	社会福祉協議会

## (2) 高齢者や障害者への支援の充実

高齢者や障害者が、住み慣れた地域で生き生きと安心してくらすことができるよう、各種福祉サービス・事業の充実と情報提供を行います。

### ■主な事業

事業名	担当課
高齢者の生きがづくり	福祉課
地域包括ケアシステム*の構築	福祉課
地域共生社会*の実現にむけた取組みの推進	福祉課
障害福祉サービスの充実	福祉課
あらゆるメディアを活用した広報・啓発	福祉課 国保医療課

## (3) 在住外国人家庭への支援の充実

外国人家庭がまちづくりに参画しやすい環境づくりや、安心してくらすための生活支援を行います。

### ■主な事業

事業名	担当課
行政サービス等の多言語による情報提供	総務課 政策財政課 福祉課 子育て支援課 住民課



## みなさんで取り組んでみませんか

あなた自身の身体や心の健康に関心を持ちましょう。また、あなたやあなたの周りの人の言動を振り返り、相談した方が良い人がいないか考えてみてください。

- あなたが気が付かないうちに、DV\*やハラスメント\*の加害者になっていないか、また、あなた自身がDV\*やハラスメント\*を受けていないか、振り返ってみましょう。
- もしも、周りで困っている人や悩んでいる人がいたら、相談窓口にご相談することを勧めましょう。

## 第4章 計画の推進

### 1. 総合的な推進体制の整備

男女共同参画社会の形成にむけて、本計画における広範かつ多岐にわたる施策や事業を総合的に推進するため、庁内の推進体制を整備し、各分野が連携し、横断的に取り組みます。

また、施策を推進する庁内における男女共同参画に対する認識を高めるため、職員がジェンダー平等の視点を養い、性別にかかわらず誰もがその能力を発揮し、住民の多様なニーズに応える職場づくりを推進します。

#### (1) 男女共同参画推進委員会の設置

有識者や住民代表で構成される「斑鳩町男女共同参画推進委員会」において、施策の実施状況の監視等を行います。

#### (2) 男女共同参画推進本部の設置

副町長を本部長とする庁内推進組織である「斑鳩町男女共同参画推進本部」により、本計画を推進するための行政内部の総合調整をはかります。

#### (3) 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策を着実に推進するためには、本町の実情をふまえた施策を立案するとともに、その進捗状況を把握し、評価していくことが重要です。本計画は、毎年度、評価・検証を行い、必要に応じて事業を見直します。また、計画期間における施策の成果や効果を把握するため、基本目標に指標を設定します。

#### ◆指標◆

基本目標1 多様な生き方ができる社会の実現にむけた意識づくり
「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるほうがよい」と思う男性の割合の減少
「夫は働き、妻は家庭を守るべきである」と思う人の割合の減少
「性的マイノリティ*が生活し辛い社会だ」と思う人の割合の減少
基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できる基盤づくり
「仕事」と「家庭生活」と「プライベートな時間」いずれも優先したいと思う人の現実の割合を希望に近づける
審議会等の女性委員の割合 35%以上
町管理職の女性の割合 40%以上
基本目標3 誰もが安心してくらせる社会づくり
「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）*」という言葉も内容も知っている人の割合の増加
自身が受けたDV*被害を「相談するほどのことではない」と思う人の割合の減少

## 2. 地域との連携

住民一人ひとりが男女共同参画社会づくりを自分自身にかかわることとして、主体的に考えながらくらすまちをめざして、本計画の内容や行政による取組みを広く周知するとともに、行政と住民、事業者、各種機関、住民活動団体などの連携を強化し、男女共同参画の地域での浸透をはかります。

## 3. 国・県等との連携

男女共同参画を推進するにあたっては、国際的な動向を捉えながら、国や県の動きと連動していく必要があります。

本計画の推進にあたり、国や県等との連携・協力を努めるとともに、連携体制を強化します。

### 用語解説

#### 【ア行】

##### ■育児・介護休業法

育児や介護を行う労働者が、仕事と家庭生活を両立できるよう、事業主が講じるべき措置(育児休業・介護休業、短時間勤務、所定外労働の制限、子の看護等休暇 など)を定めた法律。育児休業等の申出・取得等を理由とする解雇その他不利益取扱いを禁止している。近年の法改正により、男性の育児休業取得促進等を含め制度の充実がはかられている。

##### ■M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)又は就業率を年齢階級別にグラフで示したとき、20歳代後半と40歳代後半が高く、30歳前後(30歳代)が低くなるなど、アルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するなど、ライフイベントに伴う就業中断が生じやすいことが挙げられる。

#### 【カ行】

##### ■家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針、役割分担、労働条件や就業環境、収益の配分や労働時間・休日、経営や生活上のルールなどを文書等で取り決める協定。家族一人ひとりが対等に経営に参画し、働きやすい環境づくりにつなげることを目的とする。

##### ■キャリア教育

子どもたちの社会的・職業的自立にむけ、児童・生徒一人ひとりに望ましい職業観、勤労観、職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

##### ■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率(母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口)を合計したもの。一人の女性が一生の間に出産する平均の子どもの数とみなされる。

##### ■こども家庭センター

子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の機能を一体化した、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント等を担う。

## ■こどもまんなかアクション

こども家庭庁が推進する取組みで、子どもや子育て中の人々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるように、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、すべての人が子どもや子育て中の人々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取組みのこと。

## 【サ行】

### ■女性活躍推進法

正式名称を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」といい、女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目的とする法律。事業主に対し、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行い、数値目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定して公表すること、あわせて女性の活躍に関する情報を公表することなどを求めている。

### ■セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）

相手の意思に反して行われる性的な言動により、相手方の心身や生活環境を害するなどの不利益を与えること。雇用関係にある者の間のみならず、社会のさまざまな場で起こり得る。

### ■性的マイノリティ（性的少数者）

何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のことで、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心の性別と体の性別が異なる人）、などの人たちの総称として使われている。

### ■ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）とは異なり、社会通念や慣習などによって作られる「男性像」「女性像」などに基づく性別をさす。この概念自体に良い・悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

### ■ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもの。経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、1に近いほど格差が小さく、0に近いほど格差が大きいことを示す。

### ■指導的地位

政策・方針決定への参画状況を示すために用いられる区分のこと。国の整理では、①国会議員、②法人・団体等の課長相当職以上、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者等を範囲としている。

## ■性的指向

恋愛感情や性的な惹かれがどのような対象に向かうかを表す概念。関連する概念として、性自認(Gender Identity)は自分の性別をどのように認識しているかを表す。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。

## ■性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男は主要な業務・女は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

### 【夕行】

## ■地域共生社会

社会構造の変化や人々のくらしの変化をふまえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすもの。

## ■地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域でくらし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。

## ■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

### 【八行】

## ■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者や生活の本拠を共にする交際相手等からの暴力(DV\*)について、被害者の安全確保と保護、支援体制の整備をはかるとともに、暴力の防止を目的とする法律。

## ■パートナーシップ宣誓制度

法律上の婚姻とは別に、主に同性カップルなどが、互いを人生のパートナーとして協力し合う関係にあることを自治体に宣誓し、自治体はその事実を公的に証明する制度。制度の内容は自治体ごとに異なり、利用できる行政サービスの範囲や手続、要件(年齢、居住要件など)が定められている。この制度により、宣誓したカップルは社会生活における様々な場面で、パートナーとしての関係性を示すことが可能となる。斑鳩町では、令和5年(2023年)に「斑鳩町パートナーシップ宣誓制度」を開始している。

## ■ハラスメント

いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言う。セクシュアル・ハラスメント\*やパワーハラスメントなど、その種類はさまざまだが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。

### 【マ行】

## ■無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境や所属する集団の中で無意識のうちに形成され、既成概念や固定観念となっていく。

### 【ヤ行】

## ■ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響が出てしまうことがある。

### 【ラ行】

## ■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

性と生殖の「健康」と「権利」のこと。「健康」としては、安全で満足できる性生活、安全な出産などが、「権利」としては、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」、「何人」、「子どもを産むか、産まないか」を決定する自由、生殖・性に関する適切な情報とサービスを得られる権利などがあげられる。

### 【ワ行】

## ■ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。